

日本産農林水産物・食品輸出に向けた  
ハラル調査報告書

2014年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品調査課

(調査協力事務所・50音順)

クアラ Lumpur事務所

サンパウロ事務所

シドニー事務所

ジャカルタ事務所

上海事務所

ドバイ事務所

バンコク事務所

リヤド事務所

【免責条項】本報告書で提供している情報は、2014年5月時点で収集した情報で記載されております。ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、可能な限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 目次

第1章 ハラール／ハラール認証とイスラーム市場.....	5
1. 拡大するイスラーム市場.....	5
2. ハラールとハラール認証.....	8
3. ハラール認証開始の経緯.....	9
4. ハラール認証取得の検討に当たって.....	10
5. 注目の高いマレーシア、インドネシアの認証機関について.....	11
(1) マレーシア.....	11
(2) インドネシア.....	13
第2章 ハラール食品輸入国市場.....	18
1. 輸入国のハラール認証制度.....	18
(1) マレーシア.....	18
①認定要件が厳格なハラールと畜.....	18
(2) インドネシア.....	19
①市場展開のためのハラール認証取得について ～食品表示規定により、インドネシア・ウラマー評議会の認証取得が必要～.....	19
②日本産牛肉の輸入再開に向けて始動.....	20
(3) サウジアラビア.....	22
①GSOの基準に準拠したハラール規制.....	22
(4) アラブ首長国連邦.....	24
①ハラール食品の定義.....	24
②ハラール認可関連の手続きがオンライン化 ※(2014年5月現在、本記載内容からさらに手続きが変更された。変更内容は次項参照のこと。経緯の記録のため、本内容を残す。).....	26
③ハラール関連の認可事務手続きがオンライン化から変更 ～連邦基準化計測庁に移管したが、具体的な諸事項を現在協議中～.....	28
④ドバイ首長国における新たな輸入規制 ～養殖魚に給餌飼料証明を要求～.....	29
⑤アラブ首長国連邦におけるハラールと畜要件.....	32
2. 輸入国のマーケット実態.....	38
(1) マレーシア.....	38
①人口の6割以上がイスラーム教徒 ～日本のハラール食品の存在感拡大がカギ～.....	38
②ハラール商品展示会 HALFEST 2013 を開催 ～企業や消費者にハラール認証取得商品が定着～.....	40

(2) インドネシア .....	42
①ハラール食品市場への日本産食品輸出の可能性.....	42
②賞味期限、価格が仕入れ決定のポイント ～各種形態の小売店に聞く～.....	45
③ハラール認証取得はターゲット層により判断 ～ジャカルタのハラール認証取得 レストランに聞く～ .....	49
(3) サウジアラビア .....	52
①動物性油脂の代替で「植物油」「乳脂」を活用 ～小売店でハラール認証取得状況 調査～ .....	52
②日本食セミナー・試食会を初開催 ～日本の食材に関心集まる～ .....	54
(4) アラブ首長国連邦.....	56
①アラブ首長国連邦におけるハラール食品の取り扱いおよび留意点 .....	56
②アラブ首長国連邦におけるハラールではない食品の取り扱いおよび留意点.....	58
③レストランでの非ハラール食材（豚肉）の取り扱い .....	62
<b>第3章 日本国内の認証機関およびハラール認証取得企業.....</b>	<b>64</b>
1. 日本のハラール認証団体 .....	64
(1) 宗教法人日本ムスリム協会 .....	65
(2) NPO 法人日本ハラール協会.....	66
(3) 宗教法人日本イスラーム文化センター.....	69
(4) 宗教法人イスラミックセンタージャパン .....	69
2. 日本企業のハラール認証取り組み事例.....	71
(1) グローバル展開する上でのハラール認証～味の素株式会社～ .....	71
(2) ハラール認証で積極的な販路開拓～井上スパイス工業株式会社～ .....	73
<b>第4章 ハラール認証取得食品輸出国事例 .....</b>	<b>75</b>
(1) オーストラリア .....	75
①イスラーム諸国への牛肉・羊肉輸出が拡大 ～オーストラリアのハラール食肉制度と 貿易の概要～ .....	75
②輸出拡大に伴いハラール認証は不可欠と判断 ～ハラール認証を取得した食肉輸出 企業の担当者に聞く～ .....	80
③サプライチェーン全体で規定を厳格に管理 ～ハラール認証団体の担当者に聞く～ .....	82
(2) ブラジル .....	85
①イスラーム諸国向けハラール食肉の輸出拡大へ .....	85
(3) タイ.....	88
①タイにおけるハラール認証の概要 .....	88
②ターゲットとなる市場に応じて対応が分かれる .....	91

日本食品のハラール認証の取得状況 .....	91
(4) 中国.....	93
①中国における輸出向けハラール認証の実態 ～認証機関等の関係者インタビュー～ .....	93

## 第1章 ハラル/ハラル認証とイスラーム市場

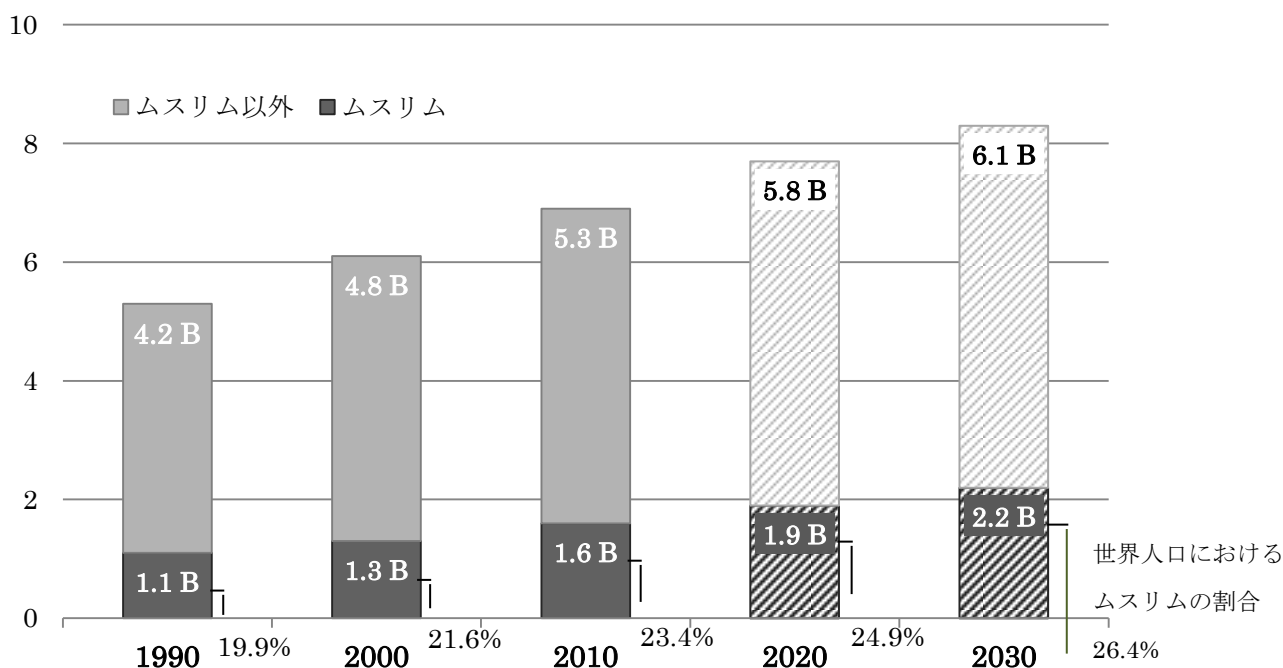
### 1. 拡大するイスラーム市場

ハラル/ハラル認証が注目されるようになったきっかけは、イスラーム市場の拡大によると考えられる。2011年に発表された米国のシンクタンク Pew Research Center のデータでは、ムスリムの人口は2010年に約16億人、2030年には約22億人に増加するといわれている（図1-1）。つまり、すでに世界人口の4人に1人がムスリムであり、15年後には3人に1人に近づくとも推計されている。また、世界全体の人口の増加スピードよりも、ムスリム人口の増加するスピードが速いことも注目の要因である。2010年の時点で、世界で一番ムスリム人口が多いのはインドネシアの約2億人。パキスタンとインドが約1.8億人、続くバングラデシュが約1.5億人で、アフリカなどの比重も高い。イスラーム国というイメージが一般的にはない中国やタイにも、一定の割合でムスリム人口は存在する。

さらに、このASEAN、南アジア、中東・アフリカなど、ムスリム人口の多い国・地域の経済が成長している。人口×経済成長という点で、今後一層消費支出の伸びる市場だと考えられている。この一例として、図1-2において、マレーシアの所得の増加と、輸入食品の中でも肉類の消費の伸びについて示した。

図1-1 世界のムスリム人口推移および予測

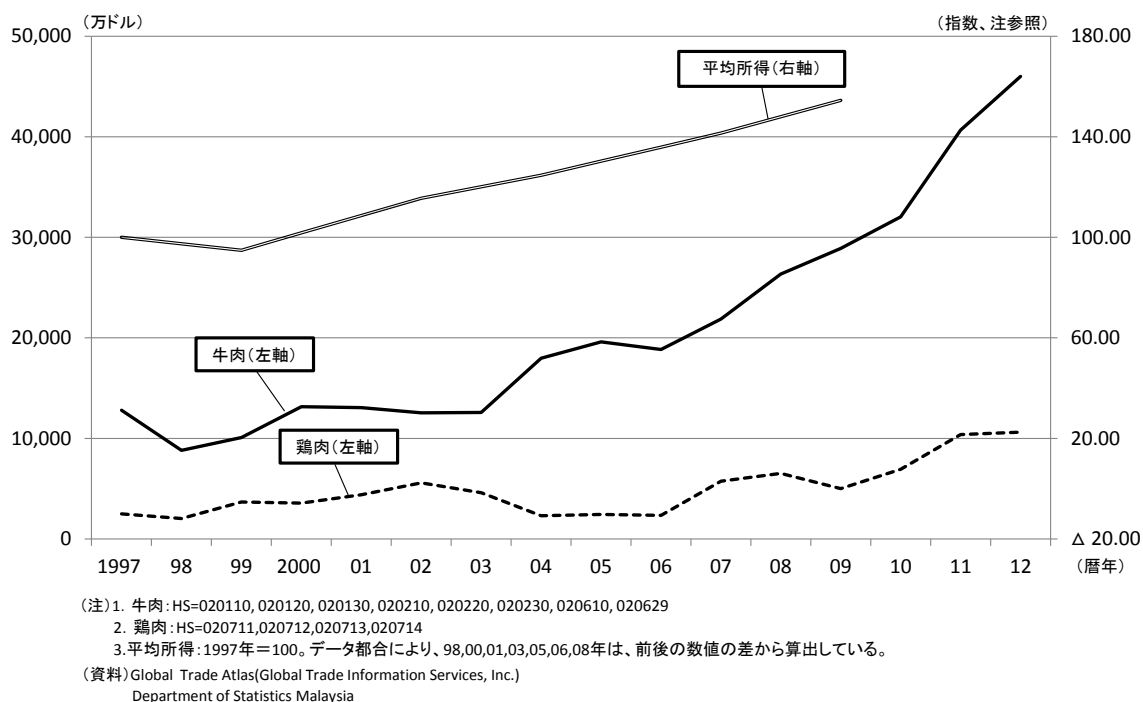
単位：B=10億人



〔注〕割合は原データから試算

〔資料〕米国 Pew Research Center「The Future of the Global Muslim Population, Jan 2011」

図1-2 マレーシアの肉輸入額と所得の推移



日本で、特に食品産業・食品輸出の観点で注目され始めた背景には、マレーシア、インドネシアなど、ASEAN のムスリム人口が多い国での日本食の人気がある。経済成長で所得が伸びており、寿司チェーン、ラーメン店などカジュアルな形態の店舗も増えている。香港、台湾が牽引してきた日本食人気は、ASEAN の華人層にも波及してきたと考えられる。現在は各国内で相対的に所得が高い華人層が中心であるが、例えば、日本食に必須の調味料である醤油や酢などがハラールに対応できれば、より広い層に受け入れられる余地があると考えられる企業が増え始めたのである。

また、本調査の主な対象は輸出向けのハラール市場であるが、インバウンドのハラール市場についての注目も高い。2020 年の東京オリンピック開催と絡めて語られることが多いが、上述の経済成長に加え、特に ASEAN については、低価格の航空会社の就航、2013 年 7 月からのビザ要件緩和などにより、訪日客は足元でも拡大傾向にある (表 1-3)。

表1-3 2013年 訪日外客数(JNTO 推計値)

(単位:人)

順位 (13年)	国・地域	2012年	2013年	前年比伸び 率(%)
	総計	8,368,100	10,364,000	24.0
1	韓国	2,044,300	2,456,100	20.2
2	台湾	1,466,700	2,210,800	50.8
3	中国	1,430,000	1,314,600	△ 7.8
4	米国	717,300	799,300	11.5
5	香港	481,800	745,800	54.8
6	タイ	260,800	453,600	74.0
7	豪州	206,600	244,500	18.5
8	英国	174,200	191,800	10.2
9	シンガポール	142,200	189,200	33.1
10	マレーシア	130,300	176,500	35.6
11	カナダ	135,600	152,800	12.9
12	フランス	130,600	154,900	18.8
13	インドネシア	101,600	136,800	34.8
14	ドイツ	109,000	121,800	11.8
15	ベトナム	55,156	84,400	53.0

〔注〕 (2013年 1-11月は暫定値、12月は推計値)

〔資料〕 日本政府観光局 (JNTO) 発表「訪日外客数」



## 2. ハラールとハラール認証

ハラールとは、イスラーム法（シャリーア）において「合法」を意味するものであり、シャリーアは、ムスリムの日常すべてを規定するものである。従って、イスラーム教徒（ムスリム）にとって、ハラールは信仰の実践に繋がるものである。

日本ムスリム協会は、「シャリーアにおいて、ムスリムには5つの行為基準と対象物の基準がある。行為基準は、義務行為（ワージブ）、禁止行為（ハラーム）、推奨行為（スンナ）、嫌悪行為（マクルーフ）、許容行為（ムバーフ）。対象物は、ハラール（許される物）、ハラーム（禁じられる物）、シュブハ（疑わしい物）に分類される。」としている。

ハラールでないものとしては、主に豚、犬、ハラールな方法でと畜されていない死肉、淡水生物／両生類、長く鋭い歯や爪をもつ動物（虎、熊、象、猫、猿など）、かぎ爪のある鳥、捕食鳥（鷲、ふくろうなど）、病原菌を運ぶ動物や毒をもつ動物（鼠など）、嫌悪感を起こさせる動物、蜂、血、酒が挙げられる。これらハラールの確定は、ムスリムによってなされる。

ここで注意しなければならないのは、ハラールという概念は、イスラーム世界共通であるが、「ハラール認証」は各国または各国内の主要なイスラーム団体が定めたハラールに関わる食品・医薬品・化粧品等の認証制度であり、現状、その基準・制度、認証の位置付けは、国により異なっていることである。Codex は CAC/GL 24-1997 においてハラールに関する規定を定めているが、実用的な統一基準となっていない。各国のハラール認証が求めるものは、製品の原料、また原料を含む製品製造のすべての過程で、ハラールでないものが混入していないことを証明することであり、製造側の体制等において、イスラームの教えを理解して製造することを求める場合もある。

図1-4 ハラール認証の工程例

工程	遵守事項
原材料	ハラールであること
食肉処理	ハラールの概念を理解しているムスリムが、シャリーア法に則りと畜すること
中間投入材	最終製品から検出されずとも、ハラームなものは使用不可
工場	①ハラームなものと接触しないよう設計されていること ②養豚場、下水処理施設から十分離すこと
製造機械	①ナジス(不浄)なものに触れていないこと ②洗浄しやすいように設定されていること ③ハラール専用ラインとしていること

工場の操業	良好な衛生状態を保つこと
包装	①包装材がナジス(不浄)でないこと ②デザイン、シンボル、ロゴなどは、誤解を与えるものであってはならない ③表示は登録時のものを使用すること
保管・貯蔵	ハラームなものとの混在・近づけてはならない
販売	小売りでは、ノンハラールな商品のみを陳列するノンムスリムコーナーが設けられている、または、ハラールな商品のみを陳列するハラールコーナーが設けられている。

〔資料〕 JAKIM (マレーシア・イスラーム開発庁) 資料等よりジェトロ作成

つまり、ハラール認証が(輸出先の)国ごとに違うため、マレーシアならマレーシア、サウジアラビアならサウジアラビアの求める手続きを踏む必要がある。一般的に、中東湾岸諸国は、輸入手続きの際に、成分の資料などをすべて提出させて、ハラールかどうかを確認してから輸入する形態をとる。従って、ハラールでない商品は、原則的に一般市場にはない。例えば、サウジアラビアの場合、豚肉や酒は輸入禁止品目となっているので輸出自体が不可能である。アラブ首長国連邦は、ハラールでないものを販売する場所などを限定して管理している。

一方で、東南アジアなど、ムスリム系住民以外も多く居住する国では、ハラール処理されたと畜を輸出条件として要求する牛肉・鶏肉等を除き、ハラールでないものも輸入され、販売されている。そのため、ハラール認証を取得して販売するためには、別途各国の認証団体、または日本国内のそれらの国に公認された認証団体で、その認証を得る必要がある。一例として、マレーシアの場合はハラールなものとはハラールでないものとは売り場を明確に区分していることが多いが、インドネシアは「Non-HALAL」などの表示はあるが、スーパーの肉売り場に牛肉、鶏肉と並んで豚肉が販売されていることは珍しくない。

各国の認証、市場の現状については、第2章の各国の報告を参照されたい。

### 3. ハラール認証開始の経緯

では、なぜハラール認証が始まったのか。マレーシアを例に取り上げると、ハラール認証開始のきっかけは1970年代の、外資系企業のマレーシア進出などによる食品加工技術の高度化といわれている。元来、食品のハラール性を消費者が各自で判断することができたが、加工食品の普及とともに、原料や製造工程での中間投入財を把握しきれなくなり、食品のハラール性を確認する手段が必要となった。また、マレーシアはマレー系、華人系、インド系から成る多民族国家であるが、政府のマレー系住民を優遇する政策から、ハラール

ル性を国が担保する仕組みがつくられた面もあるといわれる。

さらに、マレーシアはハラール対応を経済政策としても取り上げた。1996年に発表された第二次工業化マスタープランでは「国際的なハラール食品ハブとしてのマレーシアを目指す」ことを打ち出し、さらにアブドゥラ政権の第三次工業化マスタープランでは、食品産業に限定しない「ハラール・ハブ」が提唱され、HDC（ハラール産業開発公社 Halal Industry Development Corporation、以下 HDC）の設立や、投資誘致策としてハラール産業に対し税制優遇措置などを行うハラールパークの設置などが行われた。

これらのハラール認証の位置付けは各国の歴史文化的背景、政治的背景、経済状況、ムスリム住民の位置付けによっても異なるのが実情である。

#### 4. ハラール認証取得の検討に当たって

各国においてハラール認証を取得するか否かを検討するに当たり、考慮すべき点を以下の3点にまとめた。

1) ハラール認証を取得しなくても輸出／販売できるものもある。一方で、取得しても、輸出／販売できないものもある。

各国の食品輸入規制・食品安全制度と、ハラール認証とは必ずしも一致しない。また、食肉のハラール処理は輸出時に必須とする国が多いが、その他は品目によって取り扱いが異なる。食品は、ハラール市場に限らず、各国が動植物検疫はもちろんのこと、安全基準、ラベル表示など厳しい基準を設けている。特に現地生産ではなく輸出の場合、ハラール対応以上にそちらの規制が市場参入のハードルになることもある。

2) ハラールでないものを「ハラール」と称して販売することは重大な問題。

ハラールとは神によって定められた「合法」を称することであり、重い意味をもつ。このため、他の食品安全基準に技術的に適応するのとは異なり、ムスリム消費者の信頼を得るために取得するものであるという点を考慮する必要がある。

3) ハラール認証を取得すれば、自動的に売れるわけではない。

いわゆるイスラーム国市場での日本食、日本食材のニーズは確実に拡充しているが、現状の主要購買層はムスリム以外（華人層）であることも多いため、すでに取引先等から要請を受けて取り組む場合を除き、ムスリム層への販路拡大には新規顧客開拓が求められる。また、ハラール認証があれば、無条件に値段が5倍、10倍でも買う、というわけではないので、当然ではあるが、適正価格でムスリム消費者が魅力を感じる商品を提供する、という条件がつく。

つまり、「何をどこで作って誰にどう売するのか」によって、ハラール対応も異なる。判断のポイントとしては以下のようなものが挙げられよう。

● 市場・形態：日本からの輸出／第三国からの輸出／現地生産・販売

生産・製造国で、輸入国のハラール認証または輸入国の認めた機関によるハラール認証

を取得するのが基本である。

- 流通：業務用（原材料供給／飲食店）／消費者向け  
業務用と、消費者向け小売り用とでは、規制が異なる場合もある（例：インドネシアのラベル表示）。
- 品目：食肉・肉加工品／食肉・肉加工品以外  
食肉・（低次）肉加工品は認定施設のみ輸出可能であることが多い。ハラール対応についても必須であることが多い。
- 規制：ハラール認証／ハラール認証以外  
食品安全（汚染物質、残留農薬、食品添加物に関する規格基準、施設の認定・登録および規範（HACCP 等）に従った管理）、ラベル表示、輸入割り当て制、高率の関税など、ハラール以外にも対応しなければならない条件を確認する必要がある。
- 対象：ムスリム／ムスリム以外

## 5. 注目の高いマレーシア、インドネシアの認証機関について

### （1）マレーシア

以下に、JAKIM（マレーシア・イスラーム開発庁 Jabatan Kemajuan Islam Malaysia、以下 JAKIM）に直接申請をした場合の申請方法、申請料金を示した。

#### ■マレーシアのハラール認証

マレーシアでは、JAKIM がハラールの認証を行う。JAKIM が公認した外国の認証機関・団体を通じて認証を取得すれば、マレーシアで表示することが可能。マレーシア国外の生産拠点で、JAKIM のハラール認証を取得する場合、公認された機関・団体が当該国にある場合は、公認機関・団体で認証を取得する必要がある（ない場合は JAKIM に確認）。JAKIM 公認認証機関・団体は随時更新されるため、最新の情報は、マレーシア政府の HALAL MALAYSIA ポータルサイトにて確認する必要がある

<http://www.halal.gov.my/v3/index.php/en/list-of-approved-islamic-bodies>）。

#### ■日本国内で JAKIM が公認するハラール認証機関

NPO 法人日本ハラール協会、宗教法人日本ムスリム協会

#### ■ハラール認定概要

申請対象者は以下のとおり。

生産者、製造者

流通業者

サブコントラクター

再梱包  
と畜者 など

以下の場合、申請が受領されない可能性がある。

企業がハラールとハラールでない商材を製造、流通させている場合

製造製品がハラールではない

加工されない自然物質

肉骨茶（バクテー、豚の煮込み料理）など、紛らわしい用語がパッケージに記載されている場合

飼料と動物のエサ など

■申請書は、以下の申請書類の要件を満たした上で、ウェブ上で提出される必要がある。

企業概要

製品情報

使用されている原材料

製造業者、原材料供給者の名前と住所

包装材の材料の種類 など

■申請費用（参考：1RM＝約 31 円 2014 年 3 月時点）

< 製造業者 >

小規模企業：100 (RM) /年

中小企業：400 (RM) /年

多国籍企業：700 (RM) /年

< 企業分類 >

小企業：年商 500,000 (RM)、従業員数 50 名未満

中小企業：年商 500,000～25,000,000 (RM)、従業員数 150 名未満

多国籍企業：年商 25,000,000 (RM) 超、従業員数 150 名超

■直接申請した場合の申請方法と費用

A) 登録

オンラインで登録可能。

ID とパスワードを作成。

B) 資料の受け取り

登録後、5 営業日で送付される。

C) 資料提出・審査

提出書類の多寡により、1～5 営業日で審査終了。

OK⇒請求書の発行

NG⇒5 営業日以内に返答すること。

D) 申請手数料の支払い

14 営業日以内に支払う→支払い後 1 日で領収書が発行される。

E) 監査

手数料支払い後、30 営業日以内に行われる。

F) 審査

JAKIM 内部の認証許可委員会により協議される。

宗教者と技術者による審査がなされるが、日程はパネルのミーティング開催日に拘束される。

G) 合格

5 営業日以内に、証明書が発行される。

(不合格の場合、申請者は正式な e-mail をもって通知される。)

## (2) インドネシア

### ■インドネシアのハラール認証

外国の製造拠点の認証は、LPPOM-MUI (インドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所 Lembaga Pengkajian Pangan Obat-obatan dan Kosmetika, Majelis Ulama Indonesia、以下 LPPOM-MUI) が、イスラーム法に基づき、食品、化粧品、飲料、薬等の材料、製造工場・製造工程・製品・ハラールを維持するしくみ等について確認・審査し、合格するとウラマー評議会 (MUI) により認証を与えられる。

インドネシア国内のハラール申請に当たっては、下記 3 機関よりそれぞれ 1～2 名の監査人から成るチームが監査をする。

関係機関	解説
LPPOM-MUI	・ Lembaga Pengkajian Pangan Obat-obatan dan Kosmetika, Majelis Ulama Indonesia : インドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所 ・ 57 のムスリム団体から成る MUI の研究機関
BPOM	・ Badan Pengawas Obat dan Makanan : 医薬品食品監督庁
宗教省	・ Laboratorium Halal Kementerian Agama : 宗教省ハラール研究所

### ■日本国内で LPPOM-MUI が公認するハラール認証機関

加工品と香料は日本ムスリム協会、と畜は福岡 Masjid と、品目により認証されている

団体が異なる。JAKIM は「国内に JAKIM が公認した認証団体がある場合、当該団体を通じて認証申請をしなければならない」との見解（2013 年 10 月時点）を示しているが、LPPOM-MUI は直接海外での認証も行っている。

#### ■直接申請した場合の申請方法

LPPOM-MUI に直接申請した場合の具体的な認証手順は以下のとおり<sup>1</sup>。

なお有効期限は 2 年間で、認証プロセス中に申請企業より連絡のない期間が 3 カ月以上続くと、断念したとみなされる。

- A) LPPOM-MUI のオンラインサービス CEROL-SS23000 へログイン
- B) 登録、登録料の振込み
- C) 登録料受領の確認
- D) 申請書の提出（ウェブ上）
- E) 契約締結
- F) 契約料の支払い
- G) 契約料受領の確認
- H) 仮監査
- I) 契約料の受領後、監査
- J) HAS 評価
- K) ファトワー委員会
- L) ハラール証明書のアップロード
- M) ハラール証明書のダウンロード

#### ■申請費用

登録手数料：20 万 Rp（約 2,000 円）

監査料：品目による。旅費／宿泊費等監査経費は申請企業負担。

合格後：認証費用の支払い

#### ■LPPOM-MUI からの要求事項

HAS（Halal Assurance System）LPPOM-MUI が定めたハラールに関する遵守事項に従うことを要求している。具体的には、以下の 11 点について要求している。

- ① ハラールポリシーについて
- ② ハラールマネジメントチームについて
- ③ 教育・トレーニングについて
- ④ 原料について

---

<sup>1</sup> CEROL-SS23000

- ⑤ 製品について
- ⑥ 製造場所について
- ⑦ 懸念される活動に関する行動マニュアルについて
- ⑧ 基準を満たさない品目の取扱方法について
- ⑨ トレーサビリティについて
- ⑩ 内部監査について
- ⑪ 経営幹部によるレビューについて

#### ■HAS に従うための5ステップ

##### A) HAS の宣言

経営者（トップマネジメント）は、HAS に基づいた自社のハラールポリシーを宣言しなければならない。

##### B) HAS 基準に則った基準の作成

HAS 基準を理解するなどの基準がある。

##### C) HAS 書類の作成

上記社内 HAS は、文章化される必要がある。

HAS において、原材料はリスクの高さ（この場合、「ある原料がハラールでない可能性」を指す）に応じてカテゴライズされている。

国によりハラール基準が異なるが、インドネシア以外の国においてハラール認証を認めさせる場合でも、以下のカテゴリーは、品目によるハラール性を理解する上で参考にできる。

##### ①リスクのないもの

1. 米粉、もち米、コーンスターチ、ヤムイモ粉、小麦
2. タピオカ、トウモロコシ、サゴヤシ
3. 塩
4. ミネラル（ベントナイト、ゼオライト、シリカ、リン酸）
5. 自然乾燥させたもの/食品添加物が加わっていない野菜等の自然乾燥させたもの
6. 化学品（炭酸ソーダ、塩化水素、硫酸、湯煎しても問題ないもの）
7. 植物性抽出液（コーヒー、紅茶、エッセンシャルオイル）
8. はちみつ、花粉、ローヤルゼリー
9. ガス
10. 海藻、カラギーナン、アルギン酸
11. 活性炭
12. パームオイル（原油）
13. バーミセリ、春雨



#### 14. 純正ごま油など

##### ②リスクの低いもの

1. 乾麺、麺、たまご麺
2. 料理油
3. 脂肪酸、グリセリン、植物性ステアリン酸
4. ボトル飲料水（包装されているもの）
5. 着色料（不明なものや、肌に吸収されるものを含まない）
6. 卵の粉
7. 野菜抽出物など

##### ③リスクのあるもの

「リスクのないもの」と「リスクの低いもの」以外のもの

##### ④リスクが非常にあるもの

1. ゼラチン
2. と畜場
3. ホエイ、ラクトース（他企業から原材料を仕入れた場合）
4. 動物性レンネット
5. コンドロイチン
6. コラーゲン

#### D) HAS の実践

国内企業取得事例（味の素株式会社）でも後述する、インドネシアのハラール認証の特徴でもあるが、上記ハラールマネジメントチームの管轄の下、関係部署の社員に対しハラールへの理解を促すよう教育する必要がある。

HAS は、ハラールマネジメントチームを、ハラール製品製造に当たり、機能と活動を管理する内部組織のものと定義している。また当該チームは、ハラール製品製造に関わるすべての部署を含めることを義務付けている。そのため、認証商品により、関係する部署が異なる。当該チームには、ハラールに関する教育をする必要がある。その条件は、以下のとおり定められている。

- ① 企業は、ハラール商品の製造に関わるすべての人材を指導する手続きを文章にする
- ② 研修（トレーニング）は、最低でも年1回開催されること
- ③ 卒業要件を定め、技能を保証すること
- ④ 新しく加わった人員についても、必ず受講させること
- ⑤ 研修（トレーニング）に関する証拠は保存すること

#### E) HAS についてのレビュー

ハラール性を確保するため、企業は LPPOM-MUI へ報告書を提出する。

内部監査：6カ月に1回

マネジメントレビュー：年1回

以上が、LPPOM-MUI の定めるハラル認証取得にかかる要件である。

## 第2章 ハラル食品輸入国市場

### 1. 輸入国のハラール認証制度

#### (1) マレーシア

##### ①認定要件が厳格なハラールと畜

日本からマレーシアへの食肉輸出は、動物検疫上の問題で2014年3月現在不可能であるが、牛肉については解禁に向けて協議中である。解禁されれば、ハラールと畜が要求される。その認定要件は、マレーシア・イスラーム開発庁（JAKIM）や獣医局（DVS）が主導し、ハラール専用施設の条件やと畜プロセスなど広範かつ厳格に定めている。

##### ■輸出解禁後もハラールと畜対応が必要

農業・農業関連産業省（MOAAI）の一部局である獣医局（DVS）によると、豚以外の食肉（牛、鶏、羊など）やこれらの肉製品をマレーシアに輸出しようとする場合、例外なくマレーシアのハラール手続きに則ったと畜処理（ハラールと畜）が要求される。

これは、輸出企業がマレーシア国内の非イスラーム教徒をターゲットとして輸出する場合であっても、同国に輸出する限りは適用される。なお、ノンハラール製品の豚肉・同調製品であればハラールと畜は不要で、ハラール認証を必要とせずにマレーシアに輸出できる。

マレーシアに食肉・同調製品を輸出する際には、二つの機関が関わることになる。家畜の輸出入の管理・取り締りを行う獣医局（DVS）と、ハラール食品ガイドラインの遵守に関して監督・取り締りを行う、公式ハラール認証機関のマレーシア・イスラーム開発庁（JAKIM）である。

##### ■と畜時には生存が、ハラール認定要件に

ハラールと畜認定の要件は、JAKIM や DVS などが作成した「マレーシア ハラール食肉および家禽肉の生産に関する手続き」に従う必要がある（注）。この手続きでは食肉および家禽肉の処理施設を対象とした、と畜、スタニング方法、ハラール肉・家禽肉・同調製品の食肉処理、貯蔵、輸送に関する実務ガイドラインが定められており、オーストラリアなどからはこれらのハラールと畜条件を満たした牛肉が輸出されている。記載内容について、以下に一部紹介する。

##### ■と畜を行う場所には、建物の内部または近くに次の設備が必要である。

と畜場所、緊急と畜場所、熱湯処理場、冷蔵エリア（冷蔵設備、ブラスト凍結庫、冷凍

庫を含む)、不良肉置き場および疑わしい肉・内臓・胃腸の保管場所、皮革置き場、切断室、包装室、出荷エリア、スタッフ用設備、加えて、研究室を含む獣医室、と畜までの間に動物を収容する一時収容所があると好ましいとしている。

#### ■と畜要件の一例

(1) と畜行為は、ニヤ（意図）をもって、アッラーの名において行い、その他の目的では行わないこと。食肉処理者は自らの行為をよく認識すること、(2) 牛を含むと畜を行う動物の記載、(3) と畜を行う動物は、と畜時に生存しているか、もしくは「生存しているとみなされる状態（ハヤット・アルームスタキラー）」にあること、(4) と畜を行う動物は健康であり、輸出国の所轄官庁の承認を受けたものであること、(5) と畜用の刃物は鋭利かつ清潔であること、(6) と畜は一度限りとする事、(7) スタニング（スタニングが用いられた場合）で死亡した動物はハラール非準拠とし、隔離し記録すること、(8) 食肉処理者の人数は、各動物についてハラールと畜を適切に行うに十分な人数とすること、(9) マレーシア・ファトワ評議会の許可がある場合を除き、ハラールと畜行為による動物の死を早めるような介入をしないこと。ただし、食道の結さつなど、食品の安全性に関する簡単な処理はよい、など詳細に規定されている。

(注)「マレーシア ハラール食肉および家禽肉の生産に関する手続き」

<https://law.resource.org/pub/my/ibr/ms.halal.protocol.2011.pdf>

「マレーシア標準 1500:2009 ハラール食品の生産、準備、取り扱いおよび貯蔵に関する一般ガイドライン（第2次改訂版）」もあわせて参照されたい。

<https://law.resource.org/pub/my/ibr/ms.1500.2009.pdf>

## (2) インドネシア

### ①市場展開のためのハラール認証取得について

～食品表示規定により、インドネシア・ウラマー評議会の認証取得が必要～

インドネシアの人口の約9割を占めるイスラーム教徒向けのマーケット拡大に向けて動き出すハラール市場。インドネシアへの輸出を目指す日本産品のハラール認証取得について、必要な手続きの概略を説明する。

#### ■表示できない他国の認証機関で取得したハラールマーク

ハラールを取得した日本産品の海外展開について、当該国で公認されている日本のハラ

ール認証団体の認証を取得することで、インドネシアやほかのイスラーム圏でも、ハラール製品として消費者に届けることができると、一般的には考えられている。しかし、インドネシアの場合はそうではない。インドネシアでハラール認証を受けている商品として消費者向けに販売するには、インドネシアのハラール認証団体であるインドネシア・ウラマー評議会が認定した商品であることが必要だ。なお、原材料もしくは半製品などの場合は、MUI が公認した、日本国内にある認証団体で取得したハラールマークで現状輸出可能である。

2011年に公布された加工食品輸入に関するインドネシア食品医薬品監督庁の表示ラベル規定 (No.HK.03.1.5.12.11.09955, Tahun 2011) では、商品ラベルに「ハラール」との記載が認められるのは、「インドネシアのインドネシア・ウラマー評議会からの認証があり、かつ、食品医薬品監督庁の食品監督・認証局からの認証がなければならない」とされている。

他国の認証機関の認証を受けている産品については、同表示規定上、ハラールであることを表示することができないため、外国で取得したハラールマークはシールで隠すように指示されることがあるという。

#### ■インドネシアハラール協会による審査

インドネシアのハラール認証は、「インドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所 (Lembaga Pengkajian Pangan Obat-obatan dan Kosmetika Majelis Ulama Indonesia、以下 LPPOM-MUI)」（注）によって行われる。対象は食品、飲料のみならず、化粧品、薬、これらの材料・製造工場・製造工程・製品・ハラールを維持する仕組みなどについて、認証を行っている。

加工食品の認証は、使ってはいけない原料や、製造工程・流通行程・製品名などに不適切なものがないか、などの確認が行われ、必要に応じてラボでの検査が行われる。加えて、ハラール製品を維持するための仕組みや、従業員に対する教育体制が整っているかどうかについても審査され、LPPOM-MUI 職員による現場視察を経て、条件を満たしていれば認証される。

審査期間は、必要書類が揃い、審査がスムーズに進んだ場合は、最短 1 カ月とされている。費用は、書類提出時に必要とされる登録料が、20 万ルピア (約 2,000 円)。そのほか商品により変わる審査費用、現場確認のための出張旅費などが発生する。

(注) LPPOM-MUI のウェブサイト：<http://e-lppommui.org/>

## ②日本産牛肉の輸入再開に向けて始動

インドネシアは2014年3月現在、日本でのBSEなどを理由に、2009年2月26日から日本産牛肉の輸入を禁止している。国際獣疫事務局（OIE）が行う特定疾病ステータスの公式認定により、日本のステータス区分が向上する中、各種地元メディアによると、インドネシア農業省は日本産牛肉の輸入に前向きな姿勢を見せている。

#### ■高まる牛肉需要、輸入にはハラール認証が必要

インドネシアでは経済成長に伴い、牛肉の需要が高まっている。同国農業省によると、2013年の国内の牛肉需要は約55万トンで、うち国内自給率は全体の約85%の47万トン、輸入が残り15%の8万トン程度となる見込みとしている（輸入統計は13年輸入割当量に基づく予測値）。輸入相手国は、オーストラリア、ニュージーランド、米国に偏っている。輸入相手国が偏っている背景には、厳しい輸入規制と、インドネシアのハラール認証取得の義務付けがあるといわれる。輸入規制は、検疫のほか、輸入港や輸入量の制限に加え、指定輸入業者のみが輸入可能とされている。ハラール認証では、インドネシア向け輸出の牛肉のと畜は、同国のハラール認証機関であるLPPOM-MUIのハラール認定を受けたと畜場でなければならないとしている。

#### ■輸入相手先に日本、フィリピンなどを検討

日本は、国際獣疫事務局（OIE）により、口蹄疫については2011年2月に「ワクチン非接種清浄国（ワクチンを非接種で口蹄疫のない国）」、BSEについては13年5月に「無視できるリスク国（Negligible BSE risk）」にそれぞれ認定された。

これらの動きを受け、14年1月9日付各種地元報道によると、インドネシア農業省畜産総局のシュクル・イルワント総局長は次のようにコメントし、日本の牛肉の輸入再開に向けて前向きな姿勢を見せている。

「現状インドネシアは、オーストラリアやニュージーランドからの輸入に頼っており、12年のデータでは両国の輸入量が全体の99%にのぼる。今後は特定の地域からの牛肉の輸入に頼るのではなく、輸入相手国を増やしていく必要がある。相手先の候補としては、日本のほか、フィリピンやパプアニューギニアにも広げていくことを検討している。また、日本には対インドネシア向け牛肉輸出の際に必要とされるインドネシア・ウラマー評議会食料・薬品・化粧品研究所（LPPOM-MUI）によるハラール認証取得を行っている畜場があるほか、中間レベルの価格帯の牛肉があり、それらを輸入することができると思われる。」

なお、農業省畜産総局としては、日本からの牛肉輸入だけではなく、日本の農業関係者の対インドネシア進出も期待しており、インドネシアにおいて日本の高級牛肉の生産を行ってほしいとの声も挙がっている。

### (3) サウジアラビア

#### ①GSOの基準に準拠したハラール規制

サウジアラビアのハラール規制は原則として、GCC 標準化機関 (Standardization Organization of GCC、以下 GSO) が制定したハラール基準に準拠している。GSO とは、中東地域の湾岸 6 カ国が参加する湾岸協力会議 (Cooperation Council for the Arab States of the Gulf、以下 GCC) が 2001 年に設立した団体である。

#### ■GSO のハラール基準に準拠

ジェットロは、リヤドに本部がある GSO にヒアリングを行った。GSO 規格標準化事務局長代理のサフヤン・アルイライム氏によると、サウジアラビアの食品輸入におけるハラール規制は、GSO が定める規格・基準に準拠しているとのことだった。GCC に加盟するほかの湾岸諸国 (UAE、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート) および 2010 年に GSO に加盟したイエメンも同様である。

ハラールの定義や基準は、細部においてイスラーム諸国間で異なっている。現在、その調和を図るため、SMIIC (The Standards & Metrology Institute for Islamic Countries、イスラーム諸国規格研究所：本部イスタンブール) 内のハラール食品技術委員会にて議論が行われている。また、GSO は 14 年の早い時期に、世界各国のハラール認証機関の審査・認定を行う「認証機関認定センター」を、リヤド本部内に設置する方向である。

GSO によるハラール基準に関連する資料は、以下の 4 点である。

#### (1) GSO 993:1998 “Animal Slaughtering Requirements According to Islamic law”

(イスラーム法に基づく動物のと畜に関する要求事項)

#### (2) GSO 2055-1:2009 “Halal Food - Part 1: General Requirement”

(ハラール食品ー第 1 部：一般要求事項)

#### (3) GSO 2055-2:2013 “Halal Food - Part 2: Guidelines for Halal Food Certification Bodies and their Accreditation”

(ハラール食品ー第 2 部：ハラール認証機関とその認証作業のためのガイドライン)

#### (4) GSO 2055-3:2013 “Halal Food - Part 3: Requirements for Accreditation Body Accrediting Halal Certification Bodies”

(ハラール食品ー第 3 部：ハラール認証機関の認定組織に対する要求事項)

上記資料は現在も整備中で、(1)はすでに英訳してウェブにて公開済みだが、(2)(3)はアラビア語から英語に翻訳中 (2014 年中に完了の見込み) とのことで、内容を確認するために

はアラビア語の資料を参照する必要がある。

GSO のウェブサイト上（注 1）には、上記資料を検索して直接購入できるページがある（[www.gso.org.sa/standards](http://www.gso.org.sa/standards)）。ただし後述するように、同内容の資料の一部はサウジアラビア食品医薬品庁から無料で入手することも可能である。13 年 12 月現在、前述のアレイライム事務局長代理のコンタクト情報もウェブ上に公開されているので（[www.gso.org.sa/gso-website/gso-website/activities/standards/contact](http://www.gso.org.sa/gso-website/gso-website/activities/standards/contact)）、質問がある場合は同氏に直接問い合わせることも可能だ（英語可）。

GSO の資料は、GSO と協力関係にあり、サウジアラビア国内の製品の規格・基準を制定しているサウジアラビア標準化公団（SASO : Saudi Standards, Metrology and Quality Organization）のウェブサイト（注 2）からも、GSO 番号で資料を検索・購入できる（[www.saso.gov.sa/en/eservices/Pages/standardSearch.aspx](http://www.saso.gov.sa/en/eservices/Pages/standardSearch.aspx)）。

#### ■SFDA もウェブサイトを通じて情報提供

サウジアラビアで食品の輸入許可権限をもつ機関は、独立した政府機関のサウジ食品医薬品庁（Saudi Food & Drug Authority、以下 SFDA）である。SFDA は、(1)食品、(2)医薬品（化粧品）、(3)医療機器の 3 セクターに分かれており、各セクターのトップに 1 名ずつ、計 3 名の副事務局長が任命されている。

サウジアラビアの食品輸入におけるハラール規制について、食品セクターのトップを務めるサラー・アルマイマン副事務局長にジェトロが確認したところ、前述の GSO の回答と同様に、原則として、GSO の定めるハラール規格・基準に準拠しているとの回答があった。

SFDA はウェブサイト上での情報提供サービスを改善しており、「Food Technical Regulations and Standards Project」というリンク先で、前述の GSO が定めたハラール規制に関する資料などを公開しており、無料（PDF）でダウンロードが可能である（[http://www.sFDA.gov.sa/en/food/about/administration/management\\_regulations/Pages/Regulations\\_Standards-project.aspx](http://www.sFDA.gov.sa/en/food/about/administration/management_regulations/Pages/Regulations_Standards-project.aspx)）。同リンク先ではハラールに関する規制だけでなく、ほかのさまざまな食品に関する規制の資料も無料で入手することが可能だ。

#### ■GSO 基準と異なると畜方法に注意

サウジアラビアは、対外的には厳しいイスラーム国というイメージがあるが、実際には必ずしも、すべての食品の輸入にハラール認証が必要とされているわけではない。

輸入許可の取得のためには、食品の成分分析表を提出する必要があるが、SFDA によれば、成分に「動物性の肉類や油脂」が含まれる（あるいは肉類・油脂そのものの）場合は、サウジアラビア国内での輸入・販売のためには、必ずハラール認証の取得が必要となる。ただし、植物性の油脂や乳脂については、ハラール認証は求められていないとのことだ。

ただし、アルコール類が混入している食品は、原則輸入禁止であるため、香料などにこ



く微量を使う場合であっても、SFDA の輸入許可の取得は非常に困難となるので注意が必要だ。

なお動物のと畜方法、特に電気ショックについては、GSO とは微妙に異なるサウジアラビア独自の判断基準があるとのことだ。サウジアラビアでは鶏に対する電気ショックでのと畜は認めているが、牛については認めていない。詳細については、将来、SFDA がとりまとめてウェブサイト公開する予定としている。

(注1) GSO のウェブサイト：[www.gso.org.sa](http://www.gso.org.sa)

(注2) SASO のウェブサイト：[www.saso.gov.sa](http://www.saso.gov.sa)

#### (4) アラブ首長国連邦

##### ①ハラール食品の定義

ムスリム（イスラーム教徒）の人口は、アジア、中東などのイスラーム諸国に加え、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカなどでも増加してきている。今後、世界人口の4人に1人がイスラーム教徒になると予測されており、関連食品の貿易の増加が見込まれる。中東・北アフリカ地域の物流ハブであるアラブ首長国連邦（UAE）におけるハラール食品の定義を紹介する。

##### ■ハラール食品とは

UAE ドバイ市政庁が作成した関係資料によると、ハラール食品とはイスラーム法に基づき飲食が許されているものであって、飲食が禁止されたもの（非ハラール）を除くものとされている。具体的な非ハラールについては、以下のとおりである。（原文のアラビア語資料を英訳し、更に和訳。一部解説を加えたもの。）

##### <非ハラールの動物類>

1. 斃死（へいし）動物（死んだ動物。ただし、魚類は除く）
2. 血液
3. 豚肉およびその製品
4. ハラールのための特別な手続きを経ずにと畜された、可食動物（ハラールと畜をしていない牛、山羊などの食べられることを許された動物を指す）
5. 窒息死した動物
6. 撲殺された動物
7. 転落死した動物

8. 他の動物の角で突かれた結果斃死した動物
  9. ライオンに殺されたあるいは食べられた動物
  10. 邪教（偶像崇拜教）の供物動物（生け贄など）
  11. 犬のような動物（肉食動物を含む）やかぎ爪をもった鳥類（野鳥を含む）
  12. 汚れた動物、有毒な動物（ネズミ、サソリ、蛇、昆虫など）
  13. 家畜化したロバ
  14. 腐肉食動物（牛や鶏などの可食動物であっても、腐肉を食べたものは、最低3日間、管理された環境下で、これらの動物に適切な餌が与えられる必要がある）
  15. 可食動物と不可食動物の交雑動物
  16. 死体を食べる動物（カラスなど）
  17. 殺す（と畜の意ではない）ことを指示あるいは禁止された動物
- の17種類が挙げられている。

また、植物類では有毒植物や麻薬性植物、飲料ではアルコール飲料およびそれらを使用した食品、有毒成分および麻薬成分を含む飲料が非ハラールとなっている。

#### ■食品に含まれる要注意原料

このほか、ハラール食品に使用される原材料として、その由来が可食動物であるかどうか、あるいは植物を起源とすることを確認すべきものの例として、乳糖、タンパク質、ゼラチン、繊維類、脂質、グリセリン、カルシウム、リン酸、カリウム、マグネシウム、ナトリウム、鉄分、ビタミン類、ペプシン、レンネット、食品添加物の16件が示されていることから、これらを含む加工食品を当地に輸入する際には、あらかじめ原材料の由来を確認するなど、準備が必要である。

#### ■非ハラールの疑いがあるもの

豚肉および豚脂肪が原料であることからイスラーム教徒が注意すべき食品として、ハム、ベーコン、ラードなどとともに、豚脂肪を使用している日本の製品として魚肉ハムが紹介されている。これは、魚肉ハム（Fish Ham）という呼称から豚脂肪が使用されていることに気づかず、イスラーム教徒がハラール食品と誤認するおそれがあるため、注意を呼びかけているものである。

#### ■留意点

UAEへ日本の食品を円滑に輸入するために、特に多種類の原材料を使用する加工食品の場合は注意が必要である。まず、原材料に関する情報を準備し、整理しておく。その上で、アラブ首長国連邦において実際に輸入検査を受ける輸入港を管轄する、各首長国の食品管理部局に事前に相談をし、輸入の可否、条件、必要書類やラベルの確認、必要に応じ

てサンプリング検査を受検することが重要である。

## ②ハラール認可関連の手続きがオンライン化

※（2014年5月現在、本記載内容からさらに手続きが変更された。

変更内容は次項参照のこと。

経緯の記録のため、本内容を残す。）

アラブ首長国連邦（UAE）への肉および肉製品の輸出のためには、輸出国所在のハラール食品証明書を発行するイスラーム団体、またその団体が管轄すると畜場の双方が、連邦環境水資源省（Ministry Of Environment & Water、以下 MOEW）から直接認可を受ける必要がある。従来、この認可手続きは、政府間の正式ルートによる申請を要したが、輸出国所在の民間機関（発行団体あるいは、と畜場）からオンライン申請により UAE 政府に対して直接申請が可能となった。その概要を紹介する。

### ■従来は政府間ルートでの申請

これまで、UAE 国外においてハラール食品証明書（注 1）を発行するイスラーム団体や、UAE 向けに食肉を輸出するために宗教上の手順に従いと畜を行うと畜場が、新たに申請をする場合、およびこれらの資格を更新したい場合は、原則、それぞれ UAE 政府が定める書類を整え、正式ルートで UAE 政府当局である MOEW に申請し手続きを行う必要があった（特に新規申請）。MOEW によると、正式ルートとは日本政府から UAE 政府に対して民間の手を介さずに書面などの受け渡しを行うことを意味し、通常外交ルートでのやり取りを想定している。しかし、諸外国において宗教上の事務を所掌する官庁がない、あるいは、必要な料金の支払いが銀行振込みとなっており、事務手続きと認可料金の支払いが分かれている、など問題があった。

### ■オンライン直接申請に切り替え

MOEW は 2013 年 11 月、上述のこれまでの各種申請方法を、正式ルートによる申請から、オンライン申請による民間団体、施設からの直接申請へ切り替えた。この切り替えの背景について、MOEW 担当官から聴取したところ、「これまでのやり方では、諸外国で宗教上の手続き事務の所管・責任を負う省庁が曖昧である場合など、登録料や更新手続き料の未払い、更新手続きの不履行が多く、政府として頭を悩ませていた」とのことである。「今後は、MOEW から認可を受けた団体や施設自らが、オンラインで各種申請等の手続きを行うことができ、また手続きと同時に各種料金の支払いをオンラインで行う仕組みとなっているため、各種手続きおよび料金の徴収という両面での確実性の向上を見込んでいる」とのことであった。

## ■実際の申請方法

新しい申請手順は、まず [MOEW のホームページ \(http://www.moew.gov.ae/\)](http://www.moew.gov.ae/) から申請書類をダウンロードすることから始まる（注 2）。また、これまで UAE 政府から別途購入する必要があった連邦政府の関連基準が、無料でダウンロードできる仕組みとなっている。これは、申請者にとり非常に有意義な変更となっている。

なお、申請者は申請書類に従って記入等を行えばよいのだが、と畜場の場合には、「担当獣医当局（Competent Veterinary Authority）が同申請事項について事実である旨を証明する必要がある」とある（注 3）。申請書を作成するにあたり、食肉検査システム等について、申請対象のと畜場を所管する食肉衛生検査所の協力を得つつ作成する必要があると考えられ、事前に関係者間での合意形成が肝要であると考えられる。

繰り返しになるが、と畜場に係る申請については、関係者との事前打ち合わせを行い、合意形成を行っておくことが何より重要である。UAE 政府が現地調査を行う際など、関係者の連携なしに良い結果を得ることは困難である。

なお、上記の認可を要するのは肉・肉製品であり、それ以外の食品の UAE への輸出にあたっては、ハラールであることは求められるものの、現状、必ずしも輸出国側からのハラール食品証明書を求めるものではなく、輸入段階で書類審査、現物審査によって判断することを原則としている。

### （注 1）

- ・ハラール：宗教的に「許されるもの」との意で、その意味する範囲は食に限るものではない。
- ・ハラール食品証明書：輸出国に所在する UAE 政府により認可されたイスラーム団体が発行する証明書。単に、ハラール証明書などと呼ばれることもある。
- ・ハラール認可：UAE 政府による認可。ハラール認証という用語が一般的かも知れないが、政府が認可する場合とイスラーム団体が認可する場合の両方の意味が混在するため、ここでは UAE 政府による認証を「ハラール認可」とした。

（注 2）MOEW のホームページから、以下のページを参照。

HOME>OUR SERVICES>Services for Business>Animal Wealth Services  
>Accreditation of Food Institutions Package

（注 3）申請書最終ページに VERIFICATION BY COMPETENT VETERINARY AUTHORITY の欄があり、「申請事項について事実である旨を証明する」サイン欄がある。

### ③ハラール関連の認可事務手続きがオンライン化から変更 ～連邦基準化計測庁に移管したが、具体的な諸事項を現在協議中～

アラブ首長国連邦（UAE）に肉および肉製品を輸入するためには、輸出国に所在するイスラーム団体（ハラール食品証明書発行機関）およびその団体が管轄する屠畜場の双方について、UAE 政府から直接認可を受けることが必要である。この認可事務は従来、MOEW が担当していたが、2014 年 4 月 1 日以降、様々な基準の整備を担当する連邦基準化計測庁（Emirates Authority of Standardization and Metrology、以下 ESMA 注）に移管されたので、その概要を紹介する。

#### ■認可事務の管轄を移管したが、オンライン申請システムの整備は年内を予定

2013 年 11 月、MOEW が各種申請方法を外交ルート等の正式ルートによる申請から、イスラーム団体あるいは屠畜場等の民間からのオンライン申請に切り替えたことについては、前述の「ハラール認可関連の手続きがオンライン化」にて報告した。この申請のオンライン化から 5 カ月経った 14 年 4 月 1 日、ハラール関連の認可事務が MOEW から ESMA に移管された。

政府関係者によると、所掌事務は期日をもって移管されたものの、オンライン申請システム自体は旧 MOEW のシステムが一部稼働しているのみで、ESMA のシステムは構築中（稼働開始時期未定）のことである。また、新たに事務を所管することになった ESMA は現在、MOEW、同国専門家等を集め、具体的な各種要件や関連事務の進め方について協議を行っているとのことである。今後、2 カ月以内を目途に方向性を決定し、年内に公表・発表する予定で関係事務を進める考えである。特に注意を要するのは、今回の所掌事務の変更に合わせ、登録料および更新料の変更とともに、更新料金の滞納団体・施設に対する課徴金制度が導入されることである。

#### ■GSO のハラールに関する基準はより保守的に

今後、GCC6 カ国およびイエメンが加盟している GSO 基準のハラールに関連する部分が改正作業中であり、早ければ数カ月以内に合意との情報もある。改正後のハラールに関する基準は、より保守的な内容になると見込まれることから、輸出国側で何らかの対応が必要となる可能性がある。政府関係者によると、新基準に適応するための準備期間は新規則施行後、1 年を予定しているとのことである。

このように中東でのハラール関連の動きは活発となっており、本件も含め関係情報については本誌にて逐次提供していきたい。

(注) ESMA <http://www.esma.gov.ae/en-us/aboutesma/Pages/Responsibilities.aspx>

担当部署：Standard Department：+971-4-2084331

担 当：Ms. Amina Mohammed Hassan

#### ④ ドバイ首長国における新たな輸入規制

##### ～養殖魚に給餌飼料証明を要求～

アラブ首長国連邦（UAE）のドバイ首長国（以下ドバイ）政府は、2013年9月1日、同首長国に輸入されるすべての養殖魚に対し、豚由来タンパク質、および魚介類以外の動物性タンパク質が給餌されていない旨の証明書を添付するよう関係者宛てに通知した。また、同証明書は養殖魚の原産国政府が発行したものであることを要求しており、通知と同日に発効した。

##### ■輸出国政府発行証明書の添付が必要

UAEには100件を超える日本食レストランや寿司専門店が軒を連ねているが、寿司で人気のサーモン、まぐろ、はまちなど多くの魚介類が輸入に頼っている。ドバイ政府担当者は、輸入される魚介類は、養殖技術の進歩に伴い、養殖可能な魚種が増え、また、養殖技術の多様化に伴い、水産用飼料の多様化も進み、中には魚介類以外の動物性タンパク質を使用した飼料が使われるようになったと述べている。また、動物性タンパク質にはイスラーム諸国で口にすることを禁じている豚由来のタンパク質が使用されている疑いもあるという。

このような状況を受けドバイ政府は、9月1日、全世界を対象に同首長国に輸入されるすべての養殖魚に対して、原産国政府発行の豚由来タンパク質、および魚介類以外の動物性タンパク質を給餌していない旨を示す証明書の添付を義務付けた。

今回の規制について、同ドバイ政府担当者から聴取したところによると、輸入される魚類が天然魚であっても、養殖魚ではないことを証明する書類を提出する必要があり、結果として、養殖魚のみならず、天然魚（捕獲魚）にも影響が及ぶとのことであった。

なお、証明書の様式については、政府として定めておらず、(1)天然魚か養殖魚の別、(2)（養殖魚の場合）魚およびその加工品は魚介類以外の動物性タンパク質を給餌されていないものであるという旨の証明書を添付すること、(3) (2)の証明書は原産国政府発行であること、(4) (2)の証明内容は通知（別添：ドバイ政府から関係者に発信された文書）の内容を担保していれば問題はなく、証明文章の決まりはない。

一方、今回の規制について日本産水産物を取り扱っている当地関係企業に問い合わせたところ、正式な証明書の添付がない場合であっても、初回（係官によっては2回目まで）

は私的文書などにより必要情報を説明できれば通関できるようであるが、通関遅延は鮮魚の価値を失わせる原因となるため、2012年7月の対日放射線規制緩和以降取り戻しつつあった顧客を失わないためにも、早急な対応を迫られているとのことであった。

なお、本件については、すでに関係企業から日本の農林水産省水産庁宛てに相談が行われており、現在同庁において対応を検討中とのことであるが、同時に当地関係企業は日本側シッパーと協力して、当面ドバイ政府が受け入れ可能な証明書類について輸入港担当者と調整を進めているところである。

今後、ドバイに向けて魚類やその加工品を輸出する場合、加工品を中心に関係証明が困難な場合が想定されるため、できるだけ早く関連情報の収集を開始し、ドバイ政府のほか、日本の水産庁に相談するなど事前の準備が必要である。

問合せ先 : Government of Dubai, Dubai Municipality, Food Control Department, Head of Food Control Trade Section

TEL:+971-4-221-5555 FAX:+971-4-224-6666

【ドバイ政府から関係者に発信された文書】

 GOVERNMENT OF DUBAI	 بلدية دبي DUBAI MUNICIPALITY
Ref: 812/02/02/1/1311075	C1/09/2013
<b>External Circular      تعميم خارجي</b>	
<b>Controls of imported farmed fish to Dubai      ضوابط استيراد الأسماك المستزرعة في إمارة دبي</b>	
<b>To All Company that distribute imported farmed fish in Dubai:      إلى جميع المؤسسات الغذائية المستوردة للأسماك المستزرعة في إمارة دبي:</b>	
<p>1. All imported shipments of farmed fish must be accompanied with certificate proving that the fishes and its products were not feed by pig animal proteins or any other animal proteins except marine proteins.</p>	<p>1. يجب أن ترافق جميع الشحنات المستوردة من الأسماك المستزرعة ومشتقاتها بشهادة تثبت عدم تغذية الأسماك على بروتينات حيوانية من أصل خنزير أو بروتينات حيوانية أخرى ما عدا بروتينات الكائنات البحرية.</p>
<p>2. The certificate must be issued by a representative governmental entity at the country of origin.</p>	<p>2. يجب أن تكون الشهادة صادرة عن جهة حكومية في الدولة المنتجة.</p>
<p>3. This resolution is effective from the date of issuance.</p>	<p>3. يتم العمل بهذا القرار اعتباراً من تاريخ صدور التعميم.</p>
 بلدية دبي DUBAI MUNICIPALITY	
 EXPO 2020 دبي، الإمارات العربية المتحدة DUBAI, UNITED ARAB EMIRATES	
<p>رأساً بذلك مدينة متميزة تتوفر فيها استدامة رفاهية البشر ونموسات النجاح. Creating an excellent city that provides the essence of success and comfort of sustainable living. ص.ب: 67 دبي، إ.ع.م. هاتف: +971 4 221 5555، فاكس: +971 4 224 6636 P.O. Box: 67 DUBAI, U.A.E, Tel: +971 4 221 5555, Fax: +971 4 224 6636</p>	



## ⑤アラブ首長国連邦におけるハラールと畜要件

これまでアラブ首長国連邦（以下、UAE）におけるハラール食品の定義、ハラール食品の取り扱い等について報告したが、ここでは牛や羊などのハラール動物のと畜に関する要件や推奨行為等の条件について、遵守すべき要件について紹介する。

### <と畜要件>

#### ■対象動物（ハラール動物）の要件

ムスリムが食べることを許された動物であって、と畜時に生きた状態であることとされている。この条件は、GCC 全体で共通のものであり、一部のムスリム国で認められている、と畜前のスタニング処置（家畜銃等による麻酔処理）は認められていないことを示している。

#### ■と畜担当者の要件

①ムスリムであって、無神論者や偶像崇拝者であってはならない、②成人であること、ただし、成長した青年期の男子女子もと畜担当者になり得る、③ムスリムとしての常識をもっており、麻薬などの中毒者や精神に問題があるものは認められない。

なお、ドバイ政府の資料では、GCC 基準に基づきイスラーム教以外の一神教徒も厳格な条件下でと畜担当者となることは可能としつつも、現実問題としては困難であると説明している。実際に UAE 連邦宗教担当者およびドバイ政府と畜場公衆衛生担当者は、と畜を行う担当者は、ムスリムであることが必要であると説明している。

#### ■と畜器具の要件

①鉄や石器、その他歯牙、爪、骨以外の材料で作られた鋭利な器具であること、②もし、ショック、麻酔、注射、打撃の結果動物が斃死した場合には、ハラールではないと判断される。

特に、②の基準については、既に述べたように GCC 域内で共通の認識となっており、UAE 宗教担当者もと畜前のスタニング処置は認めないとのことであったので、注意が必要である。

#### ■と畜の要件

①と畜は前胸部から延長線上にある頸部（をシャリーア法に基づき鋭利な器具を用いて適切に切ること）で行われる必要がある。

②ラクダは胸部側（ラクダの正面から見て下部側）の頸部を切ることによってと畜する。

- ③と畜は特別に迅速に行われてはならない。と畜器具は、動物の頸部を切る際に動物から離れてはならない（切り捨てるような切り方は認められない）。
- ④と畜担当者は、神の名を唱え（正確には「アラーは最も偉大である」とのアラビア語）、と畜を行わなければならない。もし、担当者が唱えることを忘れてしまった場合には、その動物はハラールではなくなる。
- ⑤機械式（自動）のと畜用ナイフは認められない。と畜が行われたナイフはと畜担当者の手で動物から離されなければならない。
- ⑥と畜用ナイフは頸椎に至ってはならない。
- ⑦と畜は、2本の頸静脈および食道および気管を切断することによって行われなければならない。もし、不可能であれば、この4本の内3本を切断する方法でも許される。
- ⑧剥皮は、動物が完全に死ぬまでは許されない。
- ⑨頭部は、動物が完全に死ぬまでは残されなければならない、動物体から切り離してはならない。
- ⑩咽頭部は頭部の一部と認識されなければならない、と畜は咽頭部よりも胸部に近い側で行われなければならない。

ドバイ首長国公営と畜場では、上述のGCCスタンダードに準拠したと畜要件を遵守しつつ、成牛は次稿にて紹介するドラムと呼ばれる動物保定具を使い、また子牛やヤギ、ヒツジは人の手で保定され、敬虔なムスリムの手（と畜担当者）により、神の名を唱え、直接ハラール動物の喉方向から鋭利なナイフで頸静脈、頸動脈、気管（食道は衛生上の問題から可能な限り切断されない）を切断することによりと畜が行われている。子牛やヤギ等の小型動物では、頸静脈等の切断後、右後肢にチェーンの輪を通して、頭部が下になるように吊り下げ放血を促し、完全に動物が死亡したことを確認後、剥皮等の工程に進んでいく。

遵守した方がよいが、遵守できない場合であってもハラール性を維持できるという推奨行為およびドバイ首長国におけるハラールと畜の例については、以下のとおりである。

#### ■と畜における好ましい行為およびイスラーム慣習

- ①と畜される動物はと畜前に水を与えられなければならない。
- ②と畜は、他の（と畜される）動物に見えないように行われなければならない。
- ③と畜に使用するナイフは、と畜前に研がなければならないが、（と畜される）動物の前で研いではならない。
- ④ラクダはと畜の際には左前脚を縛り座らせる。
- ⑤と畜される動物は、左側臥位（左側を下にして横たわせる）で横たわせなければならない。
- ⑥鶏、ヤギ、牛のと畜は、頭部に続く頸部の上部側（頭に近い側）で行われなければならない。

ない。

⑦ヤギ、ヒツジおよび牛は、左後肢を自由に動かせるようにして縛り、左側臥位で横たわらせる。と畜担当者は、ナイフを右手で持ち、と畜の間、動物が動くことを防止するために左手で動物の頭部を保持しなければならない。

⑧動物の頸部（喉側）はメッカの方向を向かせなければならない。また、と畜担当者は可能な限りメッカの方向を向くべきである。

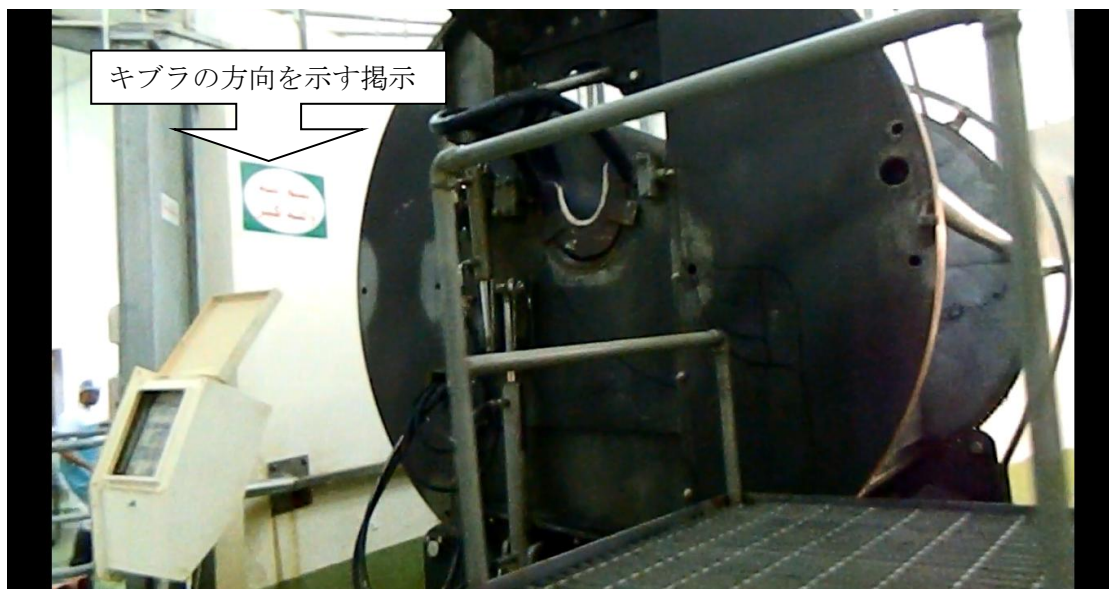
⑨以上の行為（好ましい行為①～⑧）を守ることができない場合においても、本項「アラブ首長国連邦におけるハラールと畜要件」で最初に紹介した＜と畜要件＞（対象動物、と畜担当者、と畜器具、と畜）を遵守している限り、と畜を禁止されるわけではない（ハラールでなくなるわけではない）。

#### ■大型動物のハラールと畜の例

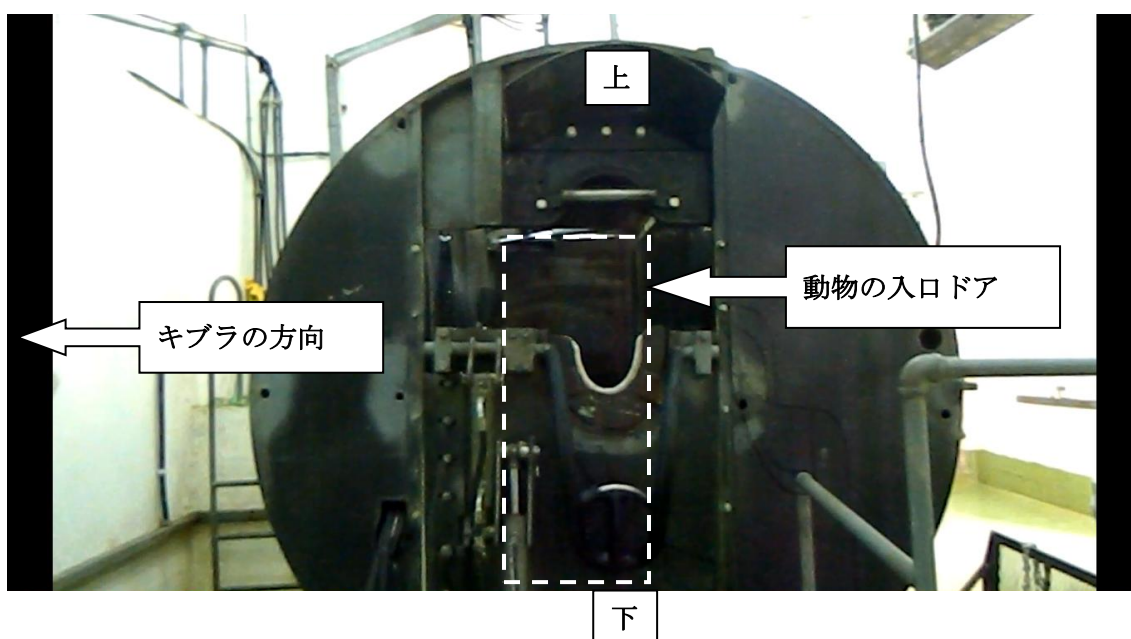
ドバイ首長国公営と畜場では、と畜担当者は、ドラムと呼ばれる動物を保定する機器により、自動的に左側臥位になった動物の喉元（自動的に喉元はメッカの方向（キブラと呼ばれる）を向く）を、自らもキブラの方向を向き、可能な限り五つの管（左右頸動静脈および気管）を切ることによりと畜する。

同と畜場の公衆衛生技術サポート責任者（ドバイ首長国政府職員）によると、スタニングや、自動音声により神の名を唱えることは認められないとのことである。また、動物が入るドラムは入口が閉まる構造となっており、次に待機中のと畜される動物からと畜する動物が見えないよう工夫されており、と畜担当者がと畜に使用する鋭利なナイフを研ぐ場合も、次にと畜される動物から見えないタイミングで速やかに行われる。

【写真1 キブラの方向とドラム】



【写真2 ドラム正面（奥の扉が完全に閉まっていることが確認できる）】



【写真3 と畜のデモンストレーションの様子（ドラムが90度回転し動物は左側臥位になる）】



■追加要件および規定

- ①動物はと畜前後に獣医師による検査を受け、健康であり、病気ではないことが確認されなければならない。
- ②ハラール証明書は、肉が製造される国のイスラーム団体あるいはイスラーム国の代表団体により発行されなければならない。
- ③産業発展に寄与するため、イスラーム法に従った衛生的な環境下において、洗浄・剥皮・包装を自動化することが許される。
- ④狩猟により得られたハラール動物は、食用のために獲られたものであれば許される。
- ⑤食品の包装は、ハラールでなければならない、同時に衛生的でなければならない。ハラールでない動物に由来する皮や繊維その他の包装資材は、ハラール食品に用いてはならない。また、包装資材は人の健康に害を及ぼす恐れがあるものであってはならない。
- ⑥交雑種やクローンは、ハラールではない動物あるいはその動物由来のものであってはならない。
- ⑦ハラールではない動物に由来する卵は食用としてはならない。ハラール動物および魚に由来する卵は食用に供してもよい。

ドバイ首長国公営と畜場では、と畜される動物は前日に同と畜場に搬入され、獣医師による検査を受け、水と十分な休息を与えられ、翌朝と畜される。健康ではないと診断された動物、健康かどうか疑わしい動物は、Detained Animal と書かれた隔離場所に留め置かれる。前出のドバイ首長国政府職員によると、健康ではない動物が持ち込まれることはほとんどなく、多くの場合、牧場において獣医師、場合によっては政府関係者と相談の上、適切な対応・処置がとられるとのことであった。

なお、ドラムに入りきらないラクダは、と畜要件に従い足を縛り、キブラの方向に頭（喉元も自然にキブラの方向を向く）を向けて座らせてから、と畜が行われる。

【写真4 動物の係留場所（左奥に水場）】



【写真5 健康でない動物の隔離係留場所（壁で仕切られている）】



## 2. 輸入国のマーケット実態

### (1) マレーシア

#### ①人口の6割以上がイスラーム教徒 ～日本のハラール食品の存在感拡大がカギ～

マレーシアの国教はイスラーム教であり、ムスリム（イスラーム教徒）の人口は6割に達する。そのため、食品市場において、商機を得るためにはハラール認証の取得がカギとなる。しかし、現状、マレーシアにおいて、ハラール認証を取得した日本食品の存在感は薄い。

#### ■ムスリムは潜在的な日本食需要者

マレーシアは憲法で、イスラーム教を国教と定めている。多民族国家マレーシアの人口を宗教別にみると、マレーシア統計局によれば2010年時点で、ムスリムが61.3%と多数を占め、以下、仏教徒が19.8%、キリスト教徒9.2%、ヒンドゥー教徒6.3%と続く。

現状において、ムスリムは高価な日本食品の購買層になれるのだろうか。マレーシア統計局発表の所得グループ別家計月収をみると、中位40%グループのブミプトラ（マレー人およびその他の先住民）の2012年の平均月収は、4,123リンギ（約12万7,813円、1リンギ=約31円）である（表）。この層の大半はムスリムである。当地の日本食品の値段が、日本での価格に近いことを考えると、現状でこのグループが、潜在的購買層とは考えにくい。将来的に日本食品の需要者となる巨大な購買層とみなすことはできる。上位20%のブミプトラの平均月収は1万666リンギ（約33万646円）であり、この層になると、日本食品の購買層となり得る。

しかし、ムスリムが所得を向上させたとしても、日本食品を購入するかは別問題である。日本企業がマレーシアの食品市場の中でもボリュームゾーンであるムスリム市場を開拓するには、イスラーム法に基づく要件を満たしていることを証明する、ハラール認証の取得がカギとなる。

表 所得グループ別家計月収（平均値）

（単位：リンギ）

所得グループ	全体		ブミプトラ		中華系		インド系	
	2009年	2012年	2009年	2012年	2009年	2012年	2009年	2012年
上位20%	9,987	12,159	8,976	10,666	12,152	15,254	9,774	13,127
中位40%	3,631	4,573	3,272	4,123	4,560	5,836	3,569	4,589
下位40%	1,440	1,847	1,300	1,686	1,897	2,455	1,547	1,937

（出所）“Findings of The Household Income Survey 2012”（マレーシア統計局）

#### ■数少ない日本のハラール認証品

小売店におけるハラール商品の現状をみると、富裕層の購買が多い高級小売店では、ハラールと豚肉やアルコールなどのノンハラールの売り場とは、明確に分かれている。日本

産食品の売り場も設置されているが、置かれている商品はハラール認証の取得はなされていない。ハラール認証を取得している日本企業の商品として、マレーシア産の健康飲料(4.69 リンギ、約 145 円) やタイのハラール認証を得たビスケットをはじめとする菓子類 (2.99 リンギ、約 93 円) などが販売されている。外国企業の製品では、フランスのバター (10.19 リンギ、約 316 円) や菓子類、飲料など多岐にわたって陳列されている。これら商品はマレーシア機関のハラール認証を取得している。また、中国のハラール認証を得た同国産クッキー (2.89 リンギ、約 90 円) や、オーストラリアのハラール認証を得た同国産羊肉 2.5 キロ (147.83 リンギ、約 4,583 円) なども販売されている。

中間所得層の購買が多い日系大手小売店でも、売り場や日本製品の扱いは、上記高級小売店と同様である。ただ、日本製品の扱いをみると、日系ゆえにその陳列商品の多さは際立つ。ハラール認証を取得している日本企業の商品として、栄養剤 (1.90 リンギ、約 59 円) やガム (5.99 リンギ、約 186 円)、健康飲料 (4.70 リンギ、約 146 円) などが販売されている。これら商品は日本産食品専用の売り場とは別の売り場で販売されている。なお、同店でも高級小売店同様、他国のハラール認証を得た商品も多い。例えば、牛肉ではオーストラリアのサーロイン・ステーキ (約 300 グラム) が 15.67 リンギ (約 486 円) で販売されている。

低所得層の小売店では状況が異なる。ノンハラールの品は販売されていないため、売り場の区別もない。加えて、日本製品の販売はなされていない。これは、低所得層が多い、ブミプトラ向けの販売構成になっているためとみられる。ハラール認証を得た外国食品として、スイス企業のコーヒー豆 200 グラム (18.9 リンギ、約 586 円)、フィリピン企業のフルーツの缶詰 (4.3 リンギ、約 133 円)、ニュージーランド企業の粉ミルク (21.9 リンギ、約 679 円) など多岐にわたる。これら企業はマレーシアのハラール認証、あるいは自国のハラール認証を取得している。

総じて、ハラール認証を得た日本食品はまだ数少ないのが現状である。また、日本企業の認証食品は現地マレーシアで生産されたものが大半であり、日本で製造されマレーシアに輸入される認証食品はほとんどないとみられる。これは外国企業でも同様の傾向である。なお、外国食品を含め、日本食品でも、マレーシアが認可する海外の機関が認証した商品が輸入されている。具体的には、インドネシア、オーストラリア、タイ、パキスタン、中国などの機関の認証を得て輸入されている商品が散見される。日本企業の場合、タイやインドネシアの認証を取得して、マレーシアに当該国から輸出する形態もある。

#### ■ハラール認証取得日本食レストランが誕生

商品に加えて、食材調達のみならず、厨房のハラール性などが求められるため、さらに難易度が高いと考えられるハラール認証として、レストラン等飲食店の店舗認証がある。これまで、ハラール認証を取得している日本食の店舗は皆無であったが、2013年にセラン



ゴール州に 1 店舗誕生した。店名はアゲハン。刺身や寿司といった一般的な日本食に加えて、懐石料理風の日本食のセットメニューも提供される。日本食への人気もあり、同店の売上高は好調である。外国企業ではファストフード店をはじめ多くの外食店がハラール認証を取得している。

ホテル内の飲食の対応状況については、大手ホテルの場合、ホテル内のレストランはハラール認証を得ていないものの、中には、食材として豚を扱うことを避ける（ポークフリー）と同時にハラール認証を取得した食材を使用するなどの、ハラール対応を進めているレストランがあるというのが一般的である。

## ②ハラール商品展示会 HALFEST 2013 を開催 ～企業や消費者にハラール認証取得商品が定着～

ハラール・フェスタ・マレーシア（HALFEST 2013：会期 2013 年 10 月 2～6 日）は食料品、飲料など消費財に焦点を当てた、ハラール商品の消費者向け展示会である。マレーシア企業のハラール認証への理解と旺盛な販路開拓意欲に加えて、ハラール商品への消費者需要の強さから展示会場は大いに賑わいをみせた。

### ■販売品は多種多様

マレーシアのセリ・ケンバンガン（セランゴール州）で開催された同展示会では 587 社の企業が参加し、食料品、飲料に加え、化粧品、ハーブ製品、コーヒーマシンのような生活家電といった多岐にわたる商品が販売された。展示品はすべてイスラーム法に則った（ハラール）商品であり、企業と消費者（B to C）とを結びつけている。

展示品の中では、食料品、飲料が目立ち、中でもチョコレートや紅茶飲料関連製品が多かった。また、政府が国民の健康促進を啓発しており、健康関連品の展示も散見された。出展企業の多くは現地企業であるが、同じイスラーム圏であるインドネシア企業の出展もみられた。



今年も盛況だったHALFEST

#### ■輸出企業育成の場

2013年10月5日付の国営ベルナマ通信は、途中経過ながらも、客足は「良い反応」と評した。12年と比較して、会場は市中から遠く、公共交通機関の便もよくない場所での開催であったことを踏まえても、マレーシア国民のハラール商品への根強い需要をうかがい知ることができる。また、出展ブースも会場に隙間なく並んでおり、このことはハラール認証の取得について年々理解を深め、国内のハラール商品需要に商機を見出している企業が多いことを物語っている。

ハラール・フェスタ・マレーシア開催の目的は、マレーシア企業によるハラール商品の生産拡大に加えて、ハラール商品を輸出する企業の養成といった意味合いもある。出展企業の中には、イスラーム教徒の多いインドネシアや中東へ、既に輸出を行っている企業もある。さらには、開催の狙いは企業だけでなく、ハラールの生活様式を根付かせるということで消費者にも向けられる。

開催は今年3回目で、11年の初回以来、出展企業は545社から637社へと拡大した。来場者数も5万685人から13年は6万7,532人と増加し、人気は高まっている。主催はCIMBイスラーム銀行で、ハラール産業開発公社（HDC）、マラ公社（MARA）、マレーシア・イスラーム開発庁（JAKIM）などの政府機関が支援している。

## (2) インドネシア

### ①ハラール食品市場への日本産食品輸出の可能性

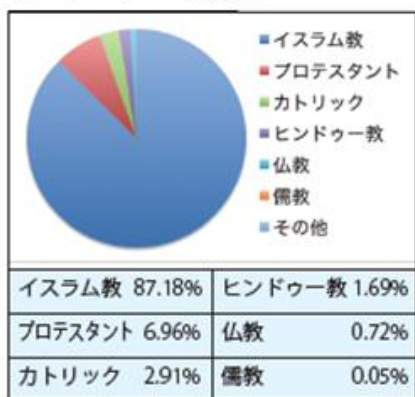
人口約 2 億 4,000 万人で、その約 9 割がイスラーム教徒であるインドネシアは、ハラール食品の消費地として、また発信地として市場に注目が集まっている。日本産食品輸出の観点から、インドネシアにおける最大宗教であるイスラーム教の位置付けと、ハラール認証必須項目の有無、また、ハラール認証取得が義務付けられていない品目のハラール認証取得に関する注意点について報告する。

#### ■イスラーム教の位置付け

インドネシアはイスラーム教徒が人口の約 9 割で、世界のイスラーム教人口の約 12.5% を占める世界最大のイスラーム教国である。世界最多のイスラーム教徒をかかえるインドネシアだが、イスラーム教を国教とはしていない。同国では、イスラーム教のほか、キリスト教（カトリック、プロテスタント）、仏教、ヒンドゥー教、儒教が公認されており、それぞれが共存している。また、インドネシアの国是 5 原則（パンチャシラ：Pancasila）の中に「唯一神への信仰」があり、無神論は違法とされている。

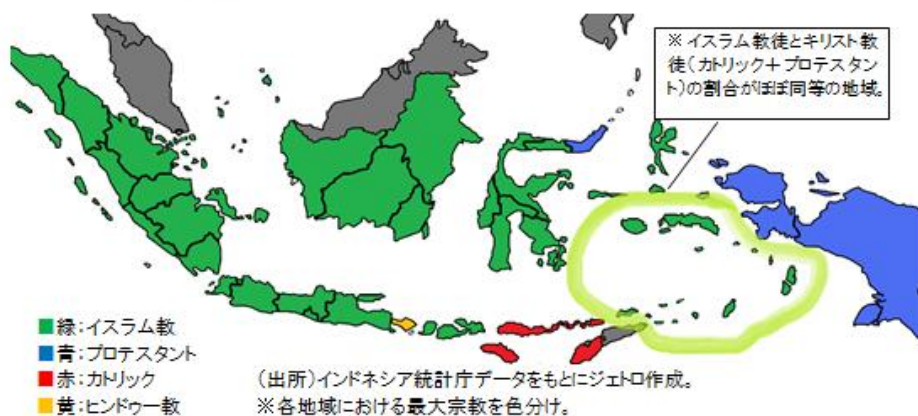
13 世紀ごろスマトラ島よりイスラーム教が広められ、15 世紀にはジャワ島に及び、16 世紀ごろには、インドネシア全土に広まったといわれている。イスラーム教は、ヒンドゥー教や仏教をはじめとする先行宗教や、土着のアニミズムや祖先崇拝などと共存、あるいはそれらの要素を併せ持った形で普及していった。従って、同じイスラーム教徒であっても、インドネシアでは、地域により多少の違いがある。インドネシアで初めてイスラーム教が普及したスマトラ島のアチェ州は、近代法と併せてイスラーム法が適用されており、ギャンブルやアルコール摂取などのイスラーム法にそむく行為を行った場合、鞭打ちや投石などの罰が与えられる。一方で、首都ジャカルタでは、クリスマスシーズンにはショッピングモールがクリスマスのデコレーションでいっぱいになり、サンタクロースの帽子や、トナカイの角がついたカチューシャをしている店員を多数見かける。また、高級モールには必ずといっていいほどワインバーがあり、多くのインドネシア人でにぎわう。豚骨ラーメンもブームだ。

図1 インドネシアの宗教比率



(2010年国勢調査)

図2 インドネシアの宗教分布地図



■日本産食品輸出とハラール事情

インドネシアへの日本産食品輸出に際し、ハラール認証が必須とされているものは肉類および加工度の低い動物性製品のみとなっており、その他のものは、必ずしもハラール認証を必要としない。

インドネシアの食品の輸入制度で、ハラール認証取得が義務付けられている品目に関しては、2009年第18号畜産及び動物衛生に関する大統領令ほか、2013年第63号肉類の輸入に関する推薦に関する農業大臣規定、2013年第22号動物及び動物製品の輸出入に関する商業大臣規定等に明記されている。ただし、現在日本産牛肉はBSE問題により、インドネシアへの輸出が禁止されている。

表1 インドネシアの食品輸入規制一覧

品目	規制内容	備考
生鮮果実・野菜	△、▼、□、 検、(M)	米・豪・NZ・加以外からの貨物はジャカルタ港からの荷揚げ不可。
生鮮肉類	△、▼、□、 H、検、(M)	BSE問題により日本産輸入禁止。
生鮮魚介類	△、▼、□、 検、(M)、!!	サーモン類、マダイ類、ヤリイカ類等8種類 のみの輸入が認められている。
加工食品	△、▼、M、!!	
酒類	△、▼、□、 M、!!	指定の輸入業者は14社程度。

▶ 輸入港の制限…△	▶ 検査対象…検
▶ 輸入業者の制限…▼	▶ 規制強化対象…!!
▶ 品目ごとの輸入量の制限…□	
▶ HALAL規制対象…H	(出所)各種規定をもとにジェトロ作成。
▶ ML番号取得…M	(2013年7月現在)

インドネシアの輸入制度としてハラール認証が必須とされていない日本産食品について、それでもイスラーム教徒の多い市場ということで流通を考慮すると、ハラール認証を取得しておくべきではないかという考え方もある。現地の小売業者、輸入業者にヒアリングをしたところ、「そこまで気にする必要はない」という。特に日本産食品の場合、インドネシア人にとっては高価なものになるためだ。

インドネシアに輸入される日本産食品は、小売価格で日本の2～2.5倍程度で店頭にならぶ。インドネシア人の所得で考えれば相当高額となる。よって、高額なものでも購入できる層がターゲットとなるわけだが、日本産食品に限らず輸入品市場としては大都市圏ジャカルタがメインとならざるを得ない。ジャカルタであっても日本の輸入食品を取り扱っている小売店は、富裕層をターゲットとしたスーパーマーケットなどに限られ、すべてのスーパーに陳列されているわけではない。

インドネシアの富裕層は華僑系が多い。華僑系の人口に関する正確なデータはないものの、統計庁によると全体の3～5%程度とされている。とはいえ、華僑でありながら、インドネシア語の名前をもつなど、インドネシアに同化している華僑も多く、実際の割合はもう少し多い印象も受ける。華僑はキリスト教徒や仏教徒が多く、富裕層をターゲットとした場合、ハラール認証は必ずしも必要なわけではない。

また、他国または日本ですでに取得しているハラール認証がインドネシアでもそのまま使えるかというところではない。インドネシアにおける加工食品の表示に関する規定（小売用を想定、2011年12月12日に発効されたNO. HK.03.1.5.12.11.09955）によると、他国で取得したハラール認証マークの表示ができないことがある。よって、インドネシアに小売用の日本産食品を輸出する際に、ハラール認証の取得を選択する場合は、インドネシ

アのハラール認証機関（LPPOM-MUI）の認証を取得し、インドネシアのハラールマークを表示することとなる。なお、原材料もしくは半製品などの場合は、MUI が公認した、日本国内にある認証団体で取得したハラールマークで現状輸出可能である。

## ②賞味期限、価格が仕入れ決定のポイント ～各種形態の小売店に聞く～

インドネシアで小売りの 6 割を占める伝統的市場のほか、スーパーマーケット、コンビニエンスストアの各担当者に、食品仕入れ事情についてインタビューした。小売流通において、ハラール認証、ハラールマークの有無は、どの店舗形態においても、仕入れの必須条件とは考えていないのが現状である。

### 【小売店の分布概要】

インドネシアの小売店は、いわゆる市場（いちば）やパパ・ママショップのような家族経営店などの伝統市場をはじめとして、スーパーマーケット、ハイパーマーケット、コンビニエンスストアなどさまざまである。2010 年のニールセンによる小売取引シェアに関する調査では、62%が伝統的小売り、21%がスーパーおよびハイパーマーケット、17%がミニマーケットとなっており、まだ伝統的小売りが市場の大半を占めていることが分かる。13 年の調査会社マークプラス社による中間層意識調査でも、伝統的小売店での買い物を選ぶ人が大半を占め、価格の安さと、立地のよさ（家から近い）がその理由となっている。

表 1：生活用品購入に関する意識調査

n=701

どこで買い物をすることが多いか？	比率	理由1位	理由2位
伝統的市場	58.3	価格が安い	アクセスがよい
スーパーマーケット	39.2	何でもそろう	品質が良い
コンビニエンスストア	15	アクセスがよい	価格が安い
ハイパーマーケット	9.2	何でもそろう	価格が安い
小規模な個人経営の雑貨屋	9.2	アクセスがよい	価格が安い
行商人	6.3	-	-

出所：マークプラス社「主要 6 都市における、月間個人消費額が 60 万 RP～550 万 RP（約 6,000 円～5 万 5,000 円）までの中間層（20 歳～60 歳未満）を対象としたアンケート調査（複数回答、2013 年）」

インドネシアは、人口の多さと中間層の伸びが消費市場の拡大につながるとして、食品関係を含む消費財メーカーに注目されてきているが、とりわけ食品の場合は、人口の 90% を占めるイスラーム教徒への配慮としてハラール認証の取得が必要かどうか気になるところである。

## 【各種小売店でのハラール認証取得製品の取り扱い状況】

### ■伝統的市場（家族経営店）

－ハラールマークがあったほうが売れるか？

大多数の顧客がイスラーム教徒であるため、たまにハラールマークがついているかどうかを顧客に尋ねられることもある。その結果、ハラールマークがない場合は当該商品を買わないということもある。一方ハラールマークがないと全く売れないということでもない。

－輸入製品でハラールマークがついているものはあるか？

輸入商品の場合は、ハラールマークがあるものとなないものがある。小売業者としては、実際あまり気にしていない。ハラールマークがない場合でも、イスラーム教徒の方々以外で購入していく顧客が存在するためだ。ハラールマークの有無よりも、小売店として一番気にしているのは、消費期限の問題。商品を選ぶ際は、消費期限が極力長いものを選ぶようにしている。

輸入商品を欲しがらる消費者もいるものの、使い方が分からないため購入につながりづらいケースが大半と思われる。例えば日本のテリヤキソースなど、使い方が分かるよう、もっとデモンストレーションをするべきだと思う。また、商品によっては、普段使いをするための大きめのボトルのものが出回ったりしているが、インドネシア消費者向けであれば、小さめのボトルのほうが需要は高いと思う。

－輸入商品で売れているものは？

よく売れている商品は、コーン油（ハラールマークあり）と、オイスターソース（ハラールマークなし）だと思う。基本的には、店舗に置いてある輸入商品は中国製やタイ製が多いが、中国製品は、防腐剤としてホルマリンが使われているという消費者の認識が高く、避ける傾向があるのも事実。



▲家族経営店外観

▲陳列商品

▲ハラールマーク付食品

## ■スーパーマーケット

ーハラールマークがあったほうが売れるか？

あまり関係ないと思う。スーパーとしてもハラールマークがあるかないかで分類はしているが、ハラールマーク取得商品を、全体の何割にすることを目標とする、ということはない。インドネシア人顧客は全体の3~4割が、選ぶ商品の原材料等の表示を見て購入しているように思う。ただし、ハラールマークがないと買わないという人はあまり聞いたことがない。小売店としては、法律や規定などでハラール商品を取り扱わなければいけないということがない限りは、ハラールマークを商品選定の基準とするということはない。自社では、ハラールかどうかというよりは、どのような分類か（ソース類、スナック類、麺類等）、それが輸入か国産かに分けて、取り扱い商品・仕入れの全体構成を決めている。現在約1万2,000点の取り扱いがある。

ー輸入品でハラール認証を取っている商品は？

いくつかあると思われるが特に把握していない。日本産でいえばハラールマークが付いているものは見たことがない。ただし、日本産を購入する人たちは、日本産への信頼感、言い換えれば“ロイヤリティ”をもって継続的に購入しているような印象があり、値段や、その内容物をよくよく見てから購入するような人はあまりいない。スーパーで仕入れる輸入商品は各種輸入規制をクリアしているかどうか以外は、あまり問題にはならない。ハラールマークについてはなくてもあってもどちらでもよい。それが原因で仕入れを左右することはしていない。

ーハラールとノンハラールのものの売り場を分けているか？

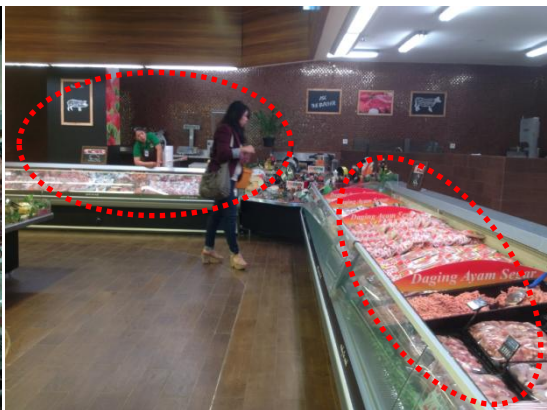
一般の食品は分けていない。肉や肉に由来する加工食品のみ、豚とそうでないものとを分けている。ハラールマークを気にする人は少ないが、豚肉そのものは気にする人が多い。各店舗で肉類のスライス、加工なども実施するが、機械は、豚用とそうでないもの用とで分けている。



飲み物はビール類と普通の飲み物が同じ棚に並んでいる。冷蔵庫も共有している。一方アルコール度数5%以上のアルコール飲料（特にワイン、リキュール、ブランデー）については、少し離れたところに専用バーカウンターを作って販売している。



▲豚の製品



▲豚のゾーン

▲豚以外のゾーン

#### ■コンビニエンスストア

ーハラールマークがあったほうが売れるか？

あまり関係ないと思う。ハラールマークを優先して購入することは考えていない。あれば、なおよい、という認識でいる。新たに輸入商品を増やすべく、コンタクトを始めているところではあるが、ハラールマークの有無を優先して選ぶことはない。仕入れで一番重要視しているのは、最終小売価格である。ターゲットを絞っているので、だいたい2万ルピア（約200円）を目安に取りそろえるようにしている。また、生鮮食品を取り扱っているわけではないので、棚を意図的に分けるようなことはしていない。アルコール5%未満の飲料については、コンビニエンスストアでも取り扱いが認められており、それについては別の棚を設けて対応している。購入に際しても、IDカードの提出を義務付けている。なお、インドネシアでは21歳未満の飲酒が禁止されており、IDカードには、信仰する宗教の表示がある。



▲アルコール5%未満の飲料を置く棚

#### ■その他：輸入業者

ー日本の商品を各種小売店に置いてもらうために、ハラール認証取得は必要か？

あれば、なおよいかもしれないが、ハラールマークが必須ということは聞いたことがない。日本から輸入した小売商品は、通常、日本の小売価格の2～2.5倍程度の価格で販売されている。またインドネシア国内で販売をしたい場合、小売商品にかかるハラール認証については、インドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所（LPPOM-MUI）の認証を取得していなければならない、非常にコストがかかる。コストが小売価格に転嫁されることにより、ターゲット層が富裕層のみと限定されてしまうことになるが、当地の富裕層は、ハラール認証を要しない中華系が多く、イスラーム教徒ではないことの方が多い。

現在引き合いが多いのは、レストランのセントラルキッチン向けの原材料（調味料など）で、ハラール認証を取得しているものである。現在日本から調達できるものが非常に限られるため、調味料を含む原材料等を中国から輸入している。当地のセントラルキッチンは、ハラール認証を取得している施設の方が多く、ハラールの原材料以外の使用が認められていないためだ。

### ③ハラール認証取得はターゲット層により判断 ～ジャカルタのハラール認証取得レストランに聞く～

国民の約90%がムスリムであるインドネシアにおいて、ハラール認証を取得しているレストランおよび進出日系企業のハラール認証取得に対する考えについて、インタビューを通じてまとめた。首都ジャカルタにおけるハラール認証取得レストランは、全体の約7%程度にとどまっている。

#### ■ジャカルタのハラールレストラン市場

インドネシアは、国民の約90%がイスラーム教徒であるが、特にジャカルタ特別州周辺でハラール認証を取得しているレストランは、意外にも限定的である。ジャカルタ特別州観光局およびジャカルタ統計局によると、ジャカルタ特別州のレストラン数は4,213店舗であり、うち、ハラール認証を示すハラールマークを取得しているレストラン数は、32のグループ企業で合計315店舗にとどまっている。

ハラール認証を取得しているレストランは、中間層をターゲットとしたファーストフード系の店に多い。例えばケンタッキーフライドチキン、A&W、ロッテリア、ピザハットなど国際的に展開しているブランドのほか、地場系企業で日本食メニューを提供する Hoka Hoka Bento（通称：Hokben）がハラール認証を取得している。いずれの企業も客単価が5万ルピア前後（約450円程度）のものである。

【表：ジャカルタ特別州にてハラール認証を取得している 32 グループ企業】

1	Banquet Eaton Indonesia (Ah Mei Cafe),PT
2	PDO Potato Donut
3	Cipta Selera Murni (Texas Chicken Indonesia), PT
4	Sejahtera Catering
5	CV. Kurnia Utama
6	Pendekar Bodoh (D'COST), PT
7	Yvonne's Catering
8	Affinity Health Indonesia, PT QQ. RS Premier Jatinegara
9	Bella Maju Bersama, PT
10	Jacklyn Bakery
11	Inti Idola Anugerah, PT
12	Ta B'nana Pangan Lestari, UD
13	Dwidell Indonesia,PT
14	Lotteria Indonesia, PT
15	Anugrah Sinar Mas Utara , PT
16	Resto Soto Pesek
17	Mora Boga Sari Catering , PT
18	Mutiara Amarta Citra, PT
19	Sarimelati Kencana (Pizza Hut), PT
20	Sarimelati Kencana (Pizza Hut Delivery), PT
21	Mora Sentosa , CV (Katering)
22	Bocuan Gapapa, PT (D'STUPID BAKER)
23	Fast Food Indonesia (KFC), PT
24	Biru Fastfood Nusantara (A&W Restaurant), PT
25	Khas Citra Nusantara (A&W Restaurant), PT
26	Prima Usaha Era Mandiri (A&W Restaurant), PT
27	Warung Makan Ayam Bakar Bang Mansy
28	Dom Pizza Indonesia, PT (Domino's Pizza)
29	RM. Kuliner Bandung
30	Syahputra Martabak Asli Bandung
31	Eka Bogainti, PT
32	Kosong Melompong (Sushi Bodo), PT

出典：ジャカルタ特別州観光局

ジャカルタ特別州は、ハラール認証を取得している飲食店が少ないことにより、海外からの穆斯林観光客の誘致機会を逃す可能性があるとして、「2013 年第 158 号レストラン及びレストラン以外の企業のハラール認証取得に関する条例」を発効し、事業者に対してハラール認証取得を後押ししている。

ジャカルタ特別州ジョコ・ウィドド知事は、地元新聞に対し、観光客誘致を計るため、関係者のハラール認証取得を後押しするとしている。すべての企業にハラール認証取得を義務付けるわけではないが、大手チェーン展開をしている企業はハラール認証を取得するよう呼び掛けているとした。

ハラール認証取得レストランが少ないとはいえ、「ハラール」のレストランが少ないわけではない。多くのレストランはハラール認証を取得していなくても、豚を出さない (NO PORK) などとして、穆斯林に配慮している。インドネシア料理の多くは豚を使用していないが、国際的に展開している豚の小籠包が有名なディンタイフォン (台湾) も、豚の代わりに鳥肉を使った小籠包を提供している。日本の大戸屋、吉野家でも豚を使用していない。

#### ■日系レストラン・日本食取り扱い関係者の取り組み

このような状況下で、実際に進出日系企業がハラール認証取得を希望するかどうかは、当該レストランのコンセプト、価格帯、ターゲット層等により判断が分かれるようだ。

進出を決めているファーストフード系レストラン担当者は、「パートナー等の要望・要請、あるいは今後の市場拡大を検討し、ハラール認証取得を決めている。マスマーケット向け価格設定をしている飲食店の場合、穆斯林層 (厳格か穏健かを問わず) がメインターゲットとなるため、ハラールマーク取得は有効と考えている」とコメントした。また、別の多店舗展開を目指すレストランチェーンの担当者は、「ハラールマークは、様子を見ながら取得しようと思っていたが、セントラルキッチンとして想定していた OEM 先の工場がハラール認証施設ということが判明。ハラール以外の食材を工場内に持ち込むことができないことが分かった。よって、現在代替品となるハラールの原料を探し、ハラール認証を取得する方向で準備をしようとしている」とコメントしている。

他方、日本の味を再現するというコンセプトで展開する日本食料理店担当者は、「既にノンポークのメニューを出しているものの、ハラールの認証を取得するためには、醤油、みそ、酢などの基礎的な調味料でハラール認証が取れているものを使用する必要があり、味のバランスを取ることがどうしても難しい。現時点では必ずしもハラール取得が必要な市場とは判断していないので、しばらくは様子見をしたい」と話している。また、中・高所得向けの店舗を展開するレストランは、「味付けにワインや酒を使っている。代替品を探すものの、なかなか味の統制が難しい。引き続き試行錯誤はしてみるつもりだが、早々にハ

ラール認証取得は必要と考えていない」と話す。ジャカルタにおいて居酒屋を経営する会社も、ハラール認証取得については考えていないという。

ジャカルタの消費者のハラール認証取得レストランに対する考え方について、地元食材卸会社担当者は次のように話している。「インドネシアの穆斯林は、豚に対しての抵抗感は強いものの、酒類に対する抵抗感は豚に比べると大分少ない。酔わなければよいと考える人が多く、豚がない、という観点でレストランを選ぶことはあっても、ハラールマークを基準にレストランを選ぶ人は、そこまで多くないのではないかと考えている」。また、別の担当者は、「一般的には富裕層と呼ばれる方々は中華系（穆斯林でないことが多い）であり、自社のターゲットも富裕層。富裕層の中には、ハラールマークがあることで“庶民的な店”、“味覚が合わない”と認識している人がいると聞いたことがある」ともいっている。

このように、インドネシアでは、多くのレストランが展開されているものの、ハラール認証を取得している企業は一部に限られている。また現時点では、各種レストラン展開にあたり、ハラール認証の取得は義務化されておらず、取得する・しないは事業者の経営上の判断に委ねられている。

### (3) サウジアラビア

#### ①動物性油脂の代替で「植物油」「乳脂」を活用 ～小売店でハラール認証取得状況調査～

サウジアラビアの小売店でハラール食品の流通状況を観察すると、ハラール認証ラベルを実際に添付している食品の数は意外と少ない。当地の食品輸入代理店も「ハラール認証が必須なのは、肉類と動物性油脂のみ」と述べており、多くの企業がハラール認証取得にかかる手間を避ける工夫をしている。

#### ■「肉類・動物性油脂」はハラール認証が必須

サウジアラビアは、世界のイスラーム教国の中で、最も戒律遵守が徹底している国というイメージがあるが、第2章1.「輸入国のハラール認証制度」の(3)①「GSOの基準に準拠したハラール規則」でふれたように、必ずしもすべての食品の輸入にハラール認証が必要とされているわけではない。

実際には、サウジアラビアの食品輸入でハラール認証が必須とされるのは、肉類・動物性油脂（乳脂を除く）、およびこれを含んだ食品のみである。

当地の有力食品代理店アラビアン・フード・サプライのフサム・ラバ流通課長は、「サウジ食品医薬品庁（SFDA :Saudi Food & Drug Authority）に輸入許可を申請するに当たっては、必ず食品の成分分析表を提出する必要がある。成分に肉類や動物性油脂が含まれている場合はハラール認証の取得が必須だが、そうでない場合は必要とされない」と述べる。ハラール認証を取得する際には、含有する肉類や動物性油脂の由来となる動物が、ハラールと認められる方法によって、と畜処理されている必要がある。従って、と畜を必要としない乳脂はハラール認証を必要としない。

ラバ課長によれば、「食品サプライヤーの多くは、初めから肉類や動物性油脂、輸入禁止の豚肉やアルコール分が含まれない食品の輸出を検討したり、サウジアラビア向けの食品に同成分を含まないように商品開発したりするなど、輸入許可の取得手続きで苦勞することがないように工夫している」という。

#### ■ハラール認証不要の「植物油、乳脂」で代用

上記を念頭に置いた上で、当地の小売店（スーパーマーケット）に流通している食品の成分について、店頭調査を実施した（各商品の価格は表1のとおり）。

油脂が含まれている食品類を店頭でチェックしたところ、まずバターやマーガリン、あるいはチーズについては、アル・マライ、プレジデントといった有名ブランドが「乳脂 (Cow's Milk Fat)」を成分としている。「Fat with Cow Milk」という表記も多かった。これらの成分は、ハラール認証取得の対象とならない。

チョコレートの有名ブランド商品を見ると、ギャラクシーやハーシーズは「植物油および乳脂」を成分としている。スニッカーズも同様だが、植物油として特に「パーム油」を用いていた。バウンティは「乳脂」のみを成分としていた。

冷凍の肉類を見ると、さすがに輸入製品の多くにハラール認証マークが添付されており、「ハラール・チキン」「ハラール・ビーフ」といった表記が見られた。一方、国内産の商品を見ると、「ハラール」と表記している製品もあるが、それ以外にも「フレッシュ」「ピュア」という説明のみで、ハラール認証のマークが特に添付されていない商品も見うけられた。

背景として、「サウジアラビア国内で生産・流通・販売されている食品はすべてハラールであり、ハラール以外の食品は販売されていない」という、当地消費者にとっての暗黙の了解があると思われる。

#### ■ハラール認証取得が必要な原料を避ける工夫が可能

店頭調査の結果、サウジアラビア向けの油脂を含む食品の多くは、肉類を除いて、肉類・動物性油脂の使用によるハラール認証という面倒な手続きを避けるため、成分を「植物油、乳脂」で代用していることが分かる。

サウジアラビアへの食品輸出のためには、当地代理店と協力して SFDA に事前に該当製品を登録する必要がある。これにハラール認証の必要性も加わると、予想を上回る手間と期間を要する可能性がある。こうした苦労を避けるため、食品企業各社もサウジアラビア向け食品の成分には、しかるべき配慮をしていることが分かる。

今後、サウジアラビアへの食品輸出を検討する食品企業にとっては、有望商品の選定などの戦略策定に当たり、参考になると思われる。

【表 1】

サウジアラビアにおけるハラール関連食品の小売価格

(調査日: 2014年3月6日)

商品	ブランド名	容量	価格 (サウジ・リヤル)	参考価格 (日本円換算)	小売店舗名
バター	アル・マライ(地場)	200g	7.95	223	Hyper Panda (サウジアラビア最大のスーパーマーケット・チェーン)
バター	ブレジデント(米国)	200g	8.95	251	Hyper Panda
クリームチーズ	アル・マライ(地場)	108g(6ピース)	3.95	111	Hyper Panda
チョコレート・バー	ギャラクシー(英国)	43g	2.25	63	Hyper Panda
チョコレート・バー	ハーシーズ(米国)	35g	2.25	63	Hyper Panda
チョコレート・バー	スニッカーズ(米国)	50g	2.50	70	Hyper Panda
チョコレート・バー	バウンティ(米国)	58g	2.75	77	Hyper Panda
チキン(丸鶏)	アル・ワタニア(地場)	1kg	15.50	434	Danube (外国人に人気が高いスーパーマーケット・チェーン)
ハラール・チキン(胸肉)	アル・カベル(UAE) ※鶏肉はブラジル産	1kg	22.95	643	Danube
チキン(ミンチ肉)	アメリカーナ(クウェート)	400g	6.50	182	Danube
ビーフ・バーガー	ヘルフィ(地場)	1kg	24.95	699	Danube
ビーフ(ミンチ肉)	アメリカーナ(クウェート)	400g	5.95	167	Danube

※1サウジ・リヤル=約28円で換算

## ②日本食セミナー・試食会を初開催 ～日本の食材に関心集まる～

ジェトロは 2013 年 11 月 26 日、サウジアラビアの首都リヤドで、在サウジアラビア日本国大使館と共催で、日本から食品サプライヤー6社を招き、現地食品バイヤーを対象に、日本食材 PR セミナーとネットワークキングのための試食会を開催した。

### ■初の日本食 PR に挑戦

サウジアラビアでは多くの食品を海外からの輸入に依存する一方で、若年層の人口増加の影響で消費財市場は拡大の一途にあり、大きなビジネスチャンスがあるとみられている。

また、これまでの日本食品の輸出は、まぐろやさばの缶詰など少数の品目に限られてい

たが、近年では多くのサウジアラビア人が日本食を好み、日本食レストランにも足を運ぶようになっている。

こうした状況からジェトロでは、日本食品にも輸出拡大の余地があると判断し、在サウジアラビア日本国大使館との共催で、現地の事業者向けに日本食品の紹介セミナーとネットワーキング試食会を開催した。日本食品のプロモーションは、サウジアラビアで初の試みである。



セミナーの様子

#### ■イスラーム圏向けの食材を紹介

まだ日本食材の認知度が低いせいか、サウジアラビア側の来場者は14名と少数にとどまったが、イベント自体は好評で、9割以上の参加者から「満足」という回答を得た。報道面でも、当地有力英字紙「サウジ・ガゼット」に大きく記事が取り上げられた。

今回参加した日本企業は6社・団体で、うち5社・団体が北海道食産業総合振興機構（フード特区機構）の取りまとめによる参加だった。食材としては、北海道から、ハラール・ラーメン（西山製麺）、冷凍枝豆・いんげん（中札内村農業協同組合）、ホタテ・さば缶詰・魚肉ソーセージ（マルハニチロ食品）、梅ドレッシング（和弘食品）、さらにはフード特区機構が代理で出品した、いも菓子（わかさや本舗）、ショコラもち・あんぱん（ほんま）、緑茶（下堂園）、愛知県からハラール・ドレッシング（グルメストーリー）と、日本的な味覚や風味を残しつつ、イスラーム圏向けに工夫を凝らした多種多様な商品が揃い、どの食材に人気が集まるか注目された。





試食会の様子

#### ■生の日本食材も人気

イベント後のアンケートでは、試食会での実演調理で注目を集めた西山製麺のハラール・ラーメンが予想どおり多数の票を集めたほか、梅ドレッシング、冷凍枝豆、ホタテの人気も高く、新たな発見となった。

サウジアラビアでは一般的に、麺類より米をよく食べる傾向にあるが（最もポピュラーな料理は炊き込みご飯に肉を乗せた「カブサ」）、日本のラーメンも、多くの参加者に受け入れられた。

また、日本の独特の食材である冷凍枝豆や、生で食材を食べる習慣に乏しいことから、ホタテは苦戦するかと思われたが、結果的に高評価を得た。さらに「梅」というあまり馴染みのない日本独自の味わいにも、理解を示した現地参加者が多かったことは驚きだった。

将来的に紹介してほしい日本の食材としては、定番の寿司や和牛のほかに、新鮮な生魚や生野菜などのヘルシーな食材、ドリンク類（カルピスやラムネなど特徴のあるもの）、さらにもちを使ったデザート（もちアイス、もちチョコレートなど）という希望が出された。

今回の参加者の多くが、既に日本食に理解があったことは、割り引いて考える必要があるが、梅、もち、冷凍枝豆、ホタテなど、日本人からすれば当地であまり受け入れられないと思われた、日本独自の食材や生の食材も人気を集めたことから、まだまだ多くの日本の食材を紹介する余地があると認識できたことは、大きな一歩となった。

## （４）アラブ首長国連邦

### ①アラブ首長国連邦におけるハラール食品の取り扱いおよび留意点

アラブ首長国連邦（以下、UAE）におけるハラール食品の取り扱い、注意すべき原材料等について紹介する。

#### ■ハラール食品の取り扱い要件

UAE ドバイ市政庁が作成した関係資料によると、ハラール食品とはイスラーム法に基づ

き許されているものであって、食べることを許されていないもの（ハラールでないもの）を除くものとされている。具体的なハラールでないものについては、前稿にて紹介したとおり、斃死動物や血液等の動物由来のもの、人を酔わせる植物や飲料といったものが列記されている。

同資料の中で、ハラール食品であるための条件として、①肉および肉製品はイスラーム法に基づいた屠畜が行われていること、②ハラールでないものを原材料として含んではないこと、③ハラールでないものと調理、保管、生産、輸送段階において混合してはならないこと、④ハラールでないものと混ぜて陳列してはならないこと、⑤もし、事業者がハラールでないものを取り扱っている場合には、ハラール食品に使用される調理器具や製造機器をハラールではないものを取り扱う機器と完全に区別すること、⑥ハラールでないものを取り扱う事業者は、厳格な隔離措置が講じられない限り、ハラール食品の調理、製造、輸送、保管を行ってはならない、としている。このため、ドバイ首長国において、政府から特別の許可を受け、豚肉等のハラールでないものを取り扱う事業者は、その許可を得る際に、政府担当者による書類審査および現地調査を受け、ハラール食品とハラールではない食品が完全に隔離できることを証明しなくてはならず、定期査察や抜き打ち査察を受ける準備を日頃から行っておかなくてはならない。

#### ■食品に含まれるハラール性を確認すべき原料

食品の原料の中で、その由来が可食動物（ハラール動物）あるいは植物を起源とすることを確認すべきものの例として、ドバイ首長国では、動物の乳由来の乳糖、肝臓由来の乳糖、乳および卵由来のタンパク質、動物の骨由来のゼラチン、肉および骨由来の繊維質、肉由来の脂質、グリセリン、乳および骨由来のカルシウム、肉および魚由来のリン酸、肉由来のカリウム、肉由来のマグネシウム、肉・卵・乳由来のナトリウム、肝臓および肉由来の鉄分、肉・魚・乳由来のビタミン類、胃の内容物由来のペプシンとレンネット、動物成分由来の食品添加物の16種類を具体的に例示し、輸入および市場監視を行っている。

このため、これらの例示原料を含む加工食品を当地に輸入する際には、予め原材料の由来を確認するなど、準備が必要である。ただし、牛や羊など本来可食動物であっても、イスラーム法に基づき処理されない限り、可食動物と定義されない点に注意が必要である。

不明な点は、まず、輸入港を管轄する食品管理部局に相談することが先決であるが、ドバイ首長国の場合には、原則バーコードごとに商品を登録するシステム（FIRS：Food Import and Re-export System）が導入されており、同システムに登録する際に原材料などの分析検査の要否やハラール性の確認等必要な手続きについて、指示を受けることが可能である。

なお、同政府機関担当者によると、相談する際には、製品情報、製造工場の情報（取り扱い原材料、製造製品等）、ラベル、可能な限り分析検査用の現物をいくつか持参してほし

いとのことである。

(参考)

Offices for Food Item Registration (Dubai):

- 1) Karama Municipality Center – Tel. +971-3374800
- 2) Dubai Flower Center – Tel. +971-2163485
- 3) EK Mega Terminal – Tel. +971-2163372
- 4) Jebel Ali Port Gate 3 – Tel. +971-8818675 ext. 218

## ②アラブ首長国連邦におけるハラールではない食品の取り扱いおよび留意点

アラブ首長国連邦（以下、UAE）におけるハラールではない食品の取り扱い、使用されている原材料の例等について紹介する。

### ■ハラールではない食品の販売状況

UAEをはじめ、カタールやオマーンなど GCC 諸国の一部の国では、豚肉や動物性原料を含むハラールではない食品が販売されている。これらハラールではない食品は、ムスリムが誤って購入しないよう Non-Muslims および/あるいは Pork と表示（写真 1）し、ハラール食品と隔離して販売されている。また、人を酔わせる飲料の代表格、アルコールの販売は、豚肉などと同様にムスリムが誤って購入しないことに加え、ムスリムを誘引しないよう内部のアルコール類が見えない構造となっている。一般的には、店舗内が全く見えない工夫がなされている（写真 2）。また、一部のアルコール類の提供を許可されているレストランでも、外部から店内が直接見えにくい工夫がなされる場合や、店内の一般客からアルコール類を提供するバーエリアが直接見えない工夫がなされる場合もある。

【写真 1】



【写真 2】



#### ■ハラールではない個々の食品について

UAE のヨーロッパ系高級スーパーマーケットでは、オーガニック豚肉、生ハム、サラミソーセージ等欧米の豚肉由来製品が大半を占めている一方で、アジア系のスーパーマーケットでは、アジア産皮付き豚肉をはじめ、アジア諸国の動物由来エキス等が入ったハラールではない調味料が多く販売されている。ハラールでない食品の原材料を見てみると、豚肉エキス、ラード絞り粕、鶏肉エキス、ゼラチン、動物由来ショートニングなど、ハラールではない原材料が含まれていた。

また、このようなハラールではない食品を販売しているスーパーマーケットでは、販売場所や購入者層に限られるこの市場をビジネスとして成り立たせるために、周辺の居住者の国籍に合わせて品揃えを変えるなどの工夫がなされている。

なお、日本から UAE への豚肉およびその製品（豚由来のエキス、酵素等を含む加工品等をすべて含む）の輸出については、UAE 側輸入者が輸入港を管轄する政府から豚肉等の禁止品輸入許可証を取得していることが前提である。輸入者が同許可証を取得していた場合、輸入者を通じるなどして同許可証発行政府機関が求める必要書類を確認の上で、日本側で輸出検疫を受けることにより輸出が可能となっている。現在、農林水産省動物検疫所ホームページによると、ドバイ首長国向けが輸出可能となっているが、ドバイ首長国も含め UAE 側では、豚肉およびその製品は輸入禁止品であるため、UAE 側のみならず事前に動物検疫所に相談し、指示を受けることが肝要である。

UAE におけるハラールではない食品の販売状況について、UAE の欧州系高級スーパーマーケットの **Pork** コーナーでは、オーガニック豚肉、生ハム、サラミソーセージ等欧米の豚肉由来製品が大半を占めている（写真3）一方で、アジア系のスーパーマーケットの **Pork** コーナーでは、産地が明記されていない皮付き豚肉（写真4）をはじめ、アジア諸国を中心とした動物由来エキス等が入ったハラールではない調味料が多く販売されている。ハラールでない食品の原材料の例を見てみると、豚肉エキス、ラード絞り粕、鶏肉エキス、ゼラチン、動物由来ショートニングなどの原材料が含まれていた（写真5）。

また、このようなハラールではない食品を販売しているスーパーマーケットでは、購入者層に限られる当該市場でビジネスを成立させるために、店舗周辺の居住者の国籍に合わせて品揃えを変えるなどの工夫がなされている。例えば、フィリピン系の居住者が多い地域では、写真7にあるように **Filipino** と表記して販売し、また、中華系の多数の居住者が見込まれる地域では、調味料の種類を増やしたりと工夫に余念がない。

【写真3】



【写真4】



【写真5】



動物由来ショートニングな  
どが記載されている

【写真6】



「ムスリム向けではない」  
と表記されている

【写真7】



■実際に輸入された食品に使用されている原材料の例および輸出入手続きの留意点について

なお、日本から UAE への豚肉およびその製品（豚由来のエキス、酵素等を含む加工品等をすべて含む）の輸出については、UAE 側輸入者が輸入港を管轄する首長国政府から豚肉等の禁止品輸入等取扱許可証を取得していることが前提となる。輸入者が同許可証を取得していた場合、これを通じるなどして許可証発行機関が求める必要書類を確認の上で、日本側で輸出検疫を受けることにより輸出が可能となっている。

また、これら豚肉等のハラールではない貨物を UAE まで輸送する際、専用コンテナで運搬せず、他の貨物と混載輸送を行う場合には、あらかじめ UAE の輸入港食品管理部局と具体的な隔離方法について確認しておくことが肝要である。

仮に輸入検査において、ハラールではない貨物が、混載されていた一般貨物（ハラール貨物）と接触あるいは接触の疑いがあると判断された場合には、全量返送か、一般貨物を廃棄してハラールではない貨物を輸入するか、のいずれかの対応を選択することとなる。この場合の考え方としてドバイ政府担当者に意見を求めたところ、以下のような回答が得られた。

ハラールではない貨物は元来輸入禁止品であり、市場の特定の売り場でしか販売されることはなく、意思をもって購入しなければムスリムが口にすることはない。このため輸送の状況にかかわらず、輸入者が禁止品の輸入許可証を取得していれば、輸入が可能であるということが基本にある。一方で、一般貨物は一般の市場に流通するものであり、ムスリ

ムを含めた一般消費者に広く提供されるものであることから、厳格に管理されなければならない。ハラールではない貨物との接触も含め、適切に取り扱われなければならない。

最後に、日本における肉および肉製品の貿易において忘れてはならないのは、輸出相手国政府の条件にかかわらず、肉および肉製品を日本から輸出する際、農林水産省動物検疫所による輸出検査が必要なことである。日本の法律に基づき、輸出検疫を受けることが義務付けられており、罰則規定もある。UAE 側等輸出相手国の条件を確認することと並行し、事前に動物検疫所に相談することが円滑な輸出手続きを行うために肝要である。

### ③ レストランでの非ハラール食材（豚肉）の取り扱い

イスラーム国であるアラブ首長国連邦（UAE）では、一般的に各首長国政府の許可（免許）なしには、宗教上禁忌とされている豚肉などの非ハラール食品を取り扱うことができない。今回、当地の日本食レストランで行われている、豚肉などの非ハラール食品を取り扱うための取り組みを紹介する。

#### ■施設は厳格に管理

ドバイ政府の資料によると、非ハラール食品（豚肉など）は、調理、加工、保管、輸送（配膳）、陳列をする間、ハラール食品（魚介類やハラール肉など）と完全に分離されなくてはならない。

また、非ハラール食品を取り扱う施設（レストラン）は、準備（調理）に使う設備、調理器具について、ハラール食品用のものと完全に分離しなければならない。このような、非ハラール食品を取り扱う施設は、（ハラール食品と完全に分離するための）厳格な管理の下でなければ調理、加工、輸送、保管を許されない、とされている。

#### ■レストランでの具体的な対応

豚肉などの非ハラール食材を扱うレストランに対して、ここドバイでは、野菜、魚介類、鶏肉、牛肉、豚肉で、すべて別々のまな板を使用することのほかに、豚肉を取り扱うための調理場、調理器具・機材、保管庫（冷蔵、冷凍、常温）、調理人も専用として別に設置・配置する必要がある。さらに、忙しい厨房内でスタッフが誤って豚肉取り扱い厨房に入らないように、豚肉を取り扱う厨房自体が一目で分かるように工夫することが求められる。

具体的な対策の例として、最も奥まった場所に専用厨房を配置する事例や、目印や専用ドアを設置して対応している事例がある。このようなハード面での対応のほか、ソフト面でも、せっかく別々に調理したハラールおよび非ハラールの料理が接触することがないように、料理人と配膳スタッフの連携、教育・トレーニングが必要となっている。この煩雑な

対応内容のために、一部の日本食レストランでは豚肉の取り扱いを諦め、ほかの肉で代用したりしている。

このルールを守り豚肉料理を提供している、ある日本食レストランでは、割烹着を変えたり、担当する料理の料理人ごとに色の違うタスキを着用したりするなど、日々間違いが起こらないよう万全を期している。このような努力は、およそ2週間に1回やってくるドバイ政府の食品管理部局の査察時に、しっかりと確認される。査察時に係官が不備を見つけると、一つの不備につき2,000～5,000ディルハム（5万円～12万5,000円、1ディルハム＝25円で計算）の罰金が科されていく。査察現場での取りなしは効かないため、日頃の努力は、金銭的にも非常に大きな意味を持っている。

#### ■客からも厳しい要求が

このように、衛生上の管理に加え、ハラールの観点からの厳格な管理を行った上で、政府から営業の許可が出ているわけであるが、より厳格なムスリムの客からは、これまで一切豚肉に接触したことがない器を使って欲しいと、オーダーされることがあるという。このようなオーダーに答えるために器の管理も行う必要がある。

このようにして、当地ではレストラン側の見えない大きな努力のもとで、ムスリムの客も本格的な日本食レストランで安心して食事ができることとなる。



### 第3章 日本国内の認証機関およびハラール認証取得企業

本章では、日本国内にあり、海外向けのハラール認証を行っているイスラーム機関・団体から、公認されているイスラーム団体の概要、およびそれらのハラール認証を取得している企業の取り組みを紹介する。

#### 1. 日本のハラール認証団体

ハラール認証制度への取り組みが進んでいるマレーシアと、日本からの農林水産物・食品輸出の要望が大きいインドネシア、そして中東の物流ハブとも呼ばれるドバイ首長国が所在するアラブ首長国連邦から、公認されている団体について取り上げる。

国内認証団体	マレーシア	インドネシア	UAE
	JAKIM (マレーシア・イスラーム開発庁)	LPPOM-MUI (インドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所)	UAE連邦政府 食品輸入制度に内包 (肉、肉加工品)
宗教法人日本ムスリム協会 (JMA) (拓殖大学イスラーム研究所)	○	○ (加工食品、香料)	
宗教法人イスラミックセンター・ジャパン (IJC)			(と畜証明書発行)
宗教法人日本イスラーム文化センター ( masjid 大塚)			(と畜証明書発行)
NPO法人日本ハラール協会(JHA)	○		
九州イスラミックカルチャーセンター (福岡 masjid)		○ (と畜)	

[注]1. 各国認証団体の公開資料等より、2014年3月時点でジェトロが確認が取れたもののみ記載。

2. JAKIMIは2013年11月時点、認証登録団体の申請を募集中。

3. UAEのハラールと畜証明書は上記団体が発行するが、あわせてUAE連邦政府によると畜場認定が必要。

4. UAE当局は2013年11月よりオンラインによる直接申請を開始。詳細は、第2章1.「ハラール認可関連の手続きがオンライン化」を参照。

5. マレーシア、インドネシアへの牛肉輸出は、動物検疫上不可。現在解禁に向け協議中。

[出所]各種資料よりジェトロまとめ

どのイスラーム団体でも、ハラール認証を申請するにあたり、まずはイスラーム教の理解を促す点から始める点で共通している。これまで述べてきたように、ハラールとはイスラーム教の中で定められたものであり「豚、アルコールが混入していなければ問題ない」といった単純なものではない。イスラーム教を信仰する人の立場に立って取り組む必要がある。

繰り返しになるが、肉および肉加工品以外について、制度上ハラール認証は必須ではない国が多い。まずは見本市・商談会などへの出品、サンプル輸出などにトライし、その上で、現地取引先からハラール認証取得を要求された上で検討するのも一案である、と多くのイスラーム団体も述べている。

以下、各団体へのインタビューなどを通じて得た情報を記載する。各団体にはほぼ共通する基本的な申請・認証の流れは、以下イスラーム団体へ連絡した後、ハラールについて、イスラーム教についての説明を受け、原材料・製造工程に関する必要書類を提出し、書類

審査を受けた後、工場などの実際の現場の監査を受ける、というものである。品目・点数などによって必要な情報、料金、認証取得までの期間は異なる。そのため、個別に以下団体へ直接連絡することが推奨される。

### (1) 宗教法人日本ムスリム協会

#### ■団体名

宗教法人日本ムスリム協会（ハラール裁定機関：拓殖大学イスラーム研究所）

#### ■所在地、ウェブページ

宗教法人日本ムスリム協会：東京都渋谷区代々木 2-26-5-1004

<http://jmaweb.net/>

拓殖大学イスラーム研究所：東京都文京区小日向 3-4-14

<http://www.sri.takushoku-u.ac.jp/>

#### ■公認を受けている海外認証機関

JAKIM（マレーシア・イスラーム開発庁）、LPPOM-MUI（インドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所）、MUIS（シンガポールイスラーム評議会）。その他、「公認」という形態ではないが、中東各国等に輸出されているものもある。

#### ■申請方法

申請者は、日本ムスリム協会の法人会員になるか、拓殖大学イスラーム研究所と研究受託契約を結ぶかの選択をする。研究所と契約を結ぶ場合には、申込書を提出し、受託研究受入承諾書に拓殖大学イスラーム研究所がサインをする。拓殖大学学長と、申請企業の代表取締役との契約という形で、受託研究契約が結ばれる。ハラール認証取付願および製品の関連データを提出し、拓殖大学イスラーム研究所科学委員会で資料を精査する。その後、シャリーアと科学合同会議審議にて、申請製品のハラール性に疑いがないか審議される。

分析検査と工場・現場視察が行われ、調査報告書がまとめられる。その後、シャリーア専門委員会審議にて、ハラール性に疑いがないか審議される。そこで疑いのないことが確認されれば、日本ムスリム協会がハラール証明書を発行する。

#### ■申請費用・期間

品目などにより、申請費用や申請に必要な期間が異なる。認証の有効期間は1年間。

#### ■社内でのハラール性の担保

ハラール性担保のためにムスリムの雇用が必要とされるが、ムスリム人口の極端に少ない日本の現状に合わせるために社内にハラール委員会を設置し、イスラーム研究所の指導を受け、認証が有効な期間、製品のハラール性を管理する役目を負う。

#### ■ハラールを考える上で、まずはイスラーム教の理解を

まずイスラームを理解する手掛かりとして、イスラーム教徒を意味するムスリム（服従する者）という言葉から考えると理解しやすいだろう。服従するとは勿論、イスラームの信仰対象である創造主アッラーに服従をすることを意味し、具体的にはアッラーの導きであるシャリーア（イスラーム法）に従って生きることである。その範囲は、日常生活を送る上でのあらゆる分野に及ぶ。ハラールはその一つで、シャリーアで受け入れられるものの総称である。その意味するところは、そこにハラールの反対であるハラーム（禁じられたもの）やシュブハ（疑わしいもの）が存在しないことである。

日本のようなイスラーム社会ではないところでのハラールの確定は、最終的にムスリムがそれを確認することにならなければならない。ムスリムがハラールにこだわるのは、それが来世での永遠の安楽を得るための重要な要件と考えるからである。それは信仰に基づくものであるから、一般の日本人がハラール事業を行うときには、ムスリムの信仰にかかわる行為の代行を行っているという意識をもって行ってほしいというのがムスリムの人たちの偽らざる気持ちである。

日本からイスラーム圏へ商品を輸出する場合、肉類を除いて、基本的にハラール認証がなくとも輸出できる。ハラールを要求するかは、あくまで現地のムスリムが判断することである。まずは輸出をしてみて、その上でハラール認証が求められるか判断されたい。

ムスリムが少ない日本で「ハラール性」を主張することに違和感を覚えるムスリムも存在する。それにどこまで応えるかは、日本がどこまで本腰を入れてイスラーム諸国と貿易を通じて付き合っていく決意があるかどうかと問われているといえよう。来日するムスリムは、日本でイスラーム圏のように完全なハラールを求めることは難しいと考えていることが多いが、安易なハラール表示は誤解を招く可能性があることも忘れてはならない。

## （２）NPO 法人日本ハラール協会

#### ■団体名

NPO 法人日本ハラール協会

#### ■所在地、ウェブページ

大阪市平野区西脇 1-1-2 ミヤコ三愛ビル

<http://www.jhalal.com/>

#### ■公認を受けている海外認証機関

JAKIM（マレーシア・イスラーム開発庁）、MUIS（シンガポールイスラーム評議会）その他、「公認」という形態ではないが、中東各国等に輸出されているものもある。

#### ■申請方法

まずは同協会主催のハラール管理者講習を受講し、イスラーム教、ハラールの考え方、申請に当たり必要なことを2日かけて学ぶ。

その上で、同協会からコンサルタントを紹介してもらい、ハラール認証を取得できるレベルまでアドバイスをもらいながら製造工程などを修正する。十分に準備がなされれば、申請は問題なく終了するケースもある。

原材料はすべて確認する。ハラール認証書がない場合、原材料のハラール性を宣誓書の形で担保する。

#### ■申請費用・期間

あくまでも目安だが、申請準備に最低でも3～6カ月は必要となる。その後、ハラール対応のインフラ整備、申請書類準備、原料の差し替えなどの申請準備を終え申請をすることとなる。準備が万端であれば、申請後1カ月以内で認証を取得できる。合計で6カ月～1年は必要となる。申請料は、監査料に認証費を加え、最低でも35万円となっている。有効期間は1年間で、更新が必要となる。

#### ■取り扱い累計数

2012年は5～6件/月であったが、13年は60件/月まで増えた。相談件数が増える一方で、実際に認証取得まで至る企業は少なかった。根本的なイスラーム教の理解が足りず、ハラール認証を、例えばモンドセレクションのような箔付けのように考えている企業の申請もあり、認証の取得率を下げている。しかし、13年までの2年間で認証件数は9件であったが、14年に入って3月のひと月だけで6件の認証取得となり、急増した。背景は、認証取得準備の理解が進んだことが要因として考えられる。JAKIM（マレーシア・イスラーム開発庁）の概略数でも、申請のうち3分の1程度しか取得に至っていない。

#### ■製造ラインのハラール化が最大のハードル

申請においてネックとなるポイントは、製造ラインのハラール専用化が筆頭にあがる。そのほかのハードルとして、包装材、全原材料の提示、ハラールである原材料の調達、物流がある。日本において完成品まで製造すると高価格化してしまうので、半製品の認証をバルクで輸出し、イスラーム圏で完成品を製造するケースが比較的多い。

取り扱い製品としては、製茶、健康食品などが多い。その他、化粧品などの申請も受けている。

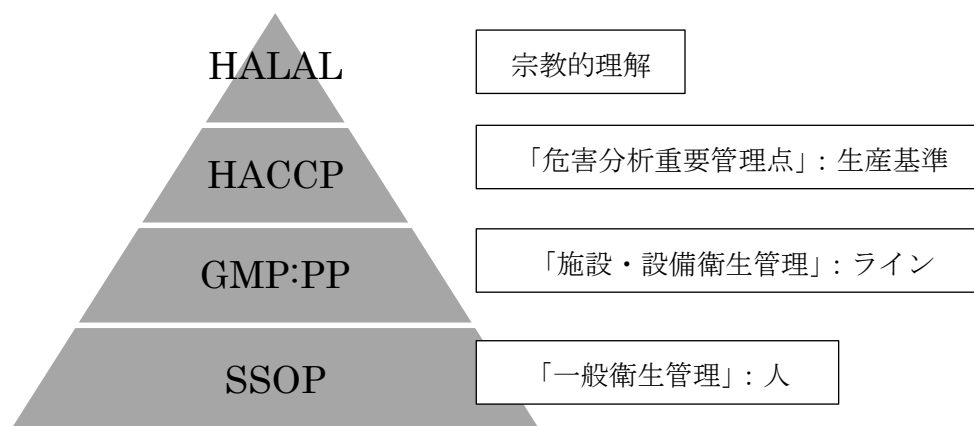
#### ■認証取得後の管理

認証取得後は、製造ラインや原材料など、監査員が許可を出した状態を継続させるか管理する必要がある。正しく管理が行われていない場合、違反の度合いにより三つに分類され、例えば次回の監査までに指摘事項を改善するなどの対応が求められる。事前の情報共有のない工場移転やラインの変更などが深刻な違反とみなされ、発覚した場合はその場で工場操業の停止、要求される事項に2カ月以内に従わないと認証を剥奪される。

#### ■ハラール認証の考え方

ハラールは、独立した食品の基準ではなく、SSOP、GMP:PP、HACCP などの上に宗教的理解としてのハラールが存在する。たとえイスラーム法に則ったと畜を行っていたとしても、不衛生な環境であればハラールと認められない。なお、日本の場合、一般的に衛生管理が適正になされているとみなされ、ハラール認証の申請で HACCP に近い水準の生産ラインが要求されるも、HACCP そのものが求められはしない。

#### 【ハラールと衛生基準の関係性のイメージ】



以上が、マレーシア、インドネシア向けのハラール認証機関である。そして以下は、UAE 向け輸出牛肉のためのハラールと畜を監督し、証明書を発行する機関として、現地政府から認められた団体である。しかしながら、2013年11月以降、UAEの認証取得はオンラインでの直接申請が開始されているため、UAE向け牛肉輸出を希望する場合は、オンライン登録の必要がある（詳細は第2章を参照）。また、中東湾岸諸国向けは、肉およびその加工品のみ輸入時のハラール認証が要求されている。それ以外の加工食品などについては必ずしもハラールマークが必要ではない（詳細は第2章を参照）。仮に、インポーターからの要求などで必要となった場合も、以下の団体に限定されるものではないので留意されたい。

### (3) 宗教法人日本イスラーム文化センター

#### ■団体名

宗教法人日本イスラーム文化センター

#### ■所在地、ウェブページ

東京都豊島区南大塚 3-42-7

<http://www.islam.or.jp/>

#### ■公認を受けている海外認証機関

MOEW (UAE、連邦環境水資源省)

#### ■申請方法

同センターに連絡をし、申請書を入手する。製品に使用される原材料リストなどを記載し、提出する。製造、加工設備の審査が行われ、問題がなければ1週間以内に認可される。もし確認すべき事項が発見された場合、同センターに所属するイスラーム法学者の審査のためさらに1~2カ月必要となる場合がある。有効期間は1年間となる。有効期間内に設備、環境、材料の立ち会い検査を依頼することがあり、有効期間内に設備、環境、材料等を替える場合は事前に相談が必要。

あくまで目安だが、料金は20万~30万円の申請費用に、監査員の交通費が加わる。同センターはモスクの役割も果たしており、ハラール認証取得に際して支払う料金は、モスクへの寄付と位置付けられている。

食肉事業者からの問い合わせが多く、その他に食品添加剤、飲料、薬、化粧品など、また、レストラン、ホテルからの問い合わせも増えている。

#### ■ハラールについての考え方

基本的には、新鮮で、添加物をほとんど使用せず加工された物はハラールであり、例外的にいくつかの食品に許されないもの、もしくは避けるべきものが存在している。ハラールかハラームであるかの判断は誰でもできるものではないので、専門家への相談が絶対に必要である。

### (4) 宗教法人イスラミックセンタージャパン

#### ■団体名

宗教法人イスラミックセンタージャパン

#### ■公認を受けている海外認証機関

MOEW (UAE、連邦環境水資源省)

#### ■所在地、ウェブページ

東京都世田谷区大原 1-16-11

<http://islamcenter.or.jp/>

#### ■申請方法

まずイスラミックセンタージャパン (ICJ: Islamic Center Japan、以下 ICJ) に連絡をし、ハラール認証についての概要の説明を受ける。企業がハラール認証に取り組むことを確認した上で、ICJ はハラール委員会を組織し、その企業担当のハラール委員を選出する。企業のハラール対策は、基本的にその企業のハラール担当者とその企業を担当する ICJ ハラール委員会のスタッフとの間のコミュニケーションを軸に展開する。ICJ とハラール性審査契約を結ぶかどうかを決めた後に審査に必要な書類を ICJ に提出し、同時に必要なハラール対策を構築する。書類審査に合格後、認証対象を査察する。必要に応じて完成品のサンプル検査を行なうこともある。これらの審査・査察・検査の結果を ICJ ハラール委員会が検証し、問題がなければハラール証明書が発行される。

#### ■申請費用・期間

ICJ のウェブページに申請方法が記載されているが、あくまでひとつの目安で、商品により要求書類や料金が異なる。

また、輸出が長期契約か否かで料金体系が分かれている。例えば、長期契約の場合、同センターとの契約料として初年度 10 万円、2 年目以降毎年 5 万円かかり、長期契約ではない場合、当該費用は発生しない。一方で、事前簡易審査や電話相談料などが発生する。

書類審査を終えると、工場の査察が発生する。査察は 2 名の検査員により実施され、往復交通費実費と、1 人当たり 2 万円/日の拘束費が発生する。

#### ■日本食のハラール性について

材料はハラールなものが多いが、調理で日本酒を使用するものはハラールでない。野菜や魚などの一次産品は元々ハラールであるため、証明書は基本的に発行していない。ハラールであるものにハラール証明を付与することには違和感がある。

ただし、例えば海産物でも、加工品は製造工程で混入されたものを明確にする必要があるため、ハラール証明書発行の対象になる。また、食肉と比べさまざまな原材料が添加されることから、加工食品のハラール認証取得はそれだけ難易度が上がる。同センターで初めてハラール認証をしたのは納豆である。みりんが使用されているとして、タレが問題と

なった。また当時はハラール肉の入手は困難であったため、ICJ 会長代理が自らと畜をしたこともある。その食肉を在日ムスリムに販売したことによって、徐々にムスリムが集まるようになり、今日のコミュニティー形成にもつながったという。

日本食に限らず、基本的にほとんどの食品がハラールであり、例外的に食べられないものがある。GCC 諸国は砂漠であり、輸入品へのニーズは高いのではないかと感じる。

## 2. 日本企業のハラール認証取り組み事例

日本企業、海外進出日系企業のハラール認証取得の取り組み、ハラール認証への社内対応、イスラーム／ハラール市場への参入についての考え方を、聞き取り調査を元に、ケーススタディとして紹介する。

### (1) グローバル展開する上でのハラール認証～味の素株式会社～

味の素株式会社は、1990 年代、マレーシアのハラール認証を取得していた。2003 年、マレーシア認証機関が海外の認証審査を中止したのに伴い、インドネシアのハラール認証を取得し現在に至っている。同社はイスラーム教のハラール認証のみならず、ユダヤ教の食品規定であるコーシャ認証も取得している。これらの宗教対応を「品質保証活動の一つ」と捉えて、認証の維持・管理に取り組んできた。その結果、インドネシアの LPPOM-MUI が求める Halal Assurance System (HAS) について、その対応が優れている企業へ与えられる A 評価を 3 年連続で取得し、書面審査のみでハラール認証が更新できるほどの信頼を得ている。

#### ■ハラール対応は、品質保証活動の一つである

同社は、「イスラーム教徒のお客様が、安心して宗教生活を続けられるよう、食品等の製造業者は認証機関からハラール証明書を取得し、必要に応じて製品にハラールマークを表示する義務がある」と考え、品質保証活動の一環として、ハラール認証を取得している。

日本国内の工場でハラール認証を取得し、半製品を輸出、イスラーム圏で完成品を製造している。各認証機関が発行するハラールマークはそれぞれ異なる。国・地域により製造国で異なる有効なハラールマークを取得している。

#### ■組織としてハラール認証取得に取り組む

当初は、ハラール認証を取得している現地法人に認証機関との窓口を任せていた。今は後述するチームの形成など全社的な対応へ移行させ、ハラール商品製造に関係している部署全体として問題意識をもつようになっている。

まずは輸出先で有効なハラール認証の確認をする。次に、認証機関により異なる要求事項への対応のための準備をする。例えば、どの程度まで原材料のハラール性担保が求められる



るか、ムスリムの雇用が必要であるかなどが確認事項として挙げられる。その上で、ハラール対応者の役割分担を決定する。認証機関との窓口、原材料メーカーとの対応窓口、原材料変更の管理方法などである。

そして最後に、ハラール認証取得製品とその影響の範囲を特定する。これにより、非ハラール製品の管理方法や設備を共用で使用できるかなど判断することができる。

#### ■主体性を求められる点が、コーシャとの大きな違い

ハラール認証取得でハラール対応は終了しない。同社では、アスカ（ASQUA：Ajinomoto System of Quality Assurance）と呼ぶ基準を作成し、宗教対応上の要求事項を文章化している。ハラール認証を取得する製品および影響を与える可能性のある製品の製造工程を明示化、その関連組織と業務を明確化し、認証取得の方針と更新、原材料変更などの対応を行う。ハラールにかかる担当チームを作成し、関係社員への研修活動などもしている。コーシャ認証は、認証機関の宗教指導者（ラバイ）の指示に従い、原材料管理などをすればよいが、ハラールの場合、担当者も知識を蓄えた上で、このような自主的な管理を要求される点が異なる。

認証機関から来る監査においても違いがある。ハラールの場合、来訪日は事前に通達される。同社のコーシャ認証団体であるオーソドックス・ユニオン（OU）の場合は、監査員でもあるラバイが突然来日し、原則的にその日に工場視察などを受け入れる必要がある。

#### ■リスクを最小化するために

ハラール認証は、少なくともムスリム、ハラール認証機関が求める基準をクリアする必要がある。そのため、非ムスリムである日本人には気付かない点がリスクを生じさせる可能性がある点に、常に留意している。

同社は、まず認証機関が発する要求事項などの情報を注視する。アスカ基準に則り管理をするが、新しい要求があった場合はそれを加えてマニュアル化する。さらに使用許可原材料、製造フローなどの情報を記載したハラールの「マスターファイル」を作成し、情報を確実に管理する。不明点や原材料の変更が生じた場合、社内の宗教対応責任者とも情報を共有する。認証機関とのやり取りもメールなどで必ず記録する。原材料にハラール認証がない場合、製造フロー、原材料リストなど必要な情報を入手する。さらに、実地検査において求められる可能性があるため、原材料のトレーサビリティを確保する。

また、これらを確実に実施できるように宗教対応のアセスメントチェックリストを作成し、トラブルの防止に役立てている。

## (2) ハラル認証で積極的な販路開拓～井上スパイス工業株式会社～

大手企業のみならず、中堅・中小企業のハラル認証への取り組みも増えている。2011年にハラル認証を取得した井上スパイス工業株式会社の場合、無添加なのにも関わらずスパイスを活かした味を武器に、商品の魅力を直接示すことができる展示会などの機会、ムスリム消費者へのアピールを狙う。

### ■認証取得のきっかけは、国内にいるムスリムからのニーズ

食品展示会に出品した際、国内在住のムスリムからハラルカレーの試作品の要望があった。子どもが給食のカレーを食べられないという悩みを聞き、試作品を提供したところ、その家族から好評であった。さらに、その試作品が東京のモスクで、在日ムスリムにふるまわれ、好評であったことも知らされる。日本人が好む味付けであったが、この経験からムスリムにも自社のハラルカレーが好まれるのではないかと思ひ至り、認証取得に乗り出した。

### ■認証取得後の情報収集が課題

「ハラルに関するさまざまなセミナーが開催されるようになり、認証取得までの情報は以前と比べて入手しやすい。一方で、販路の情報が不足している」と同社担当者は語る。

同社はハラル認証に二度トライしている。2009年から認証の取得に取り組み始めたものの、当時は認証取得に関する情報が少なかった。それでも手探りでハラル商品の開発を目指していた中、NPO法人日本アジアハラル協会に出会い、さまざまなアドバイスももらった。旧工場をハラル商品製造専用のラインとし、2年後の11年に同協会からハラル認証取得に至った。なお、主工場では、現在でもOEMでノンハラルのカレーを生産している。

ハラル認証を取得できたものの、販路の情報不足には悩まされた。そのため、結局、1年後の更新を見送ることとなる。その後、改めてムスリム市場に注目し、12年11月に同協会へ再申請、13年2月に再取得した。以前の認証取得が効率的な書類準備につながったこともあり、3カ月で取得に至った。

### ■ハラル認証取得が積極的な販促活動につながる

同社の扱うカレーはすべて無添加であり、健康的であること、スパイスを活かした味であることが強みである。それでもハラル商品は、原材料を少し変更しているためノンハラルの商品と比べ味が変わる。タイカレーに代表されるように、カレーの嗜好は輸出先の食文化に左右されるが、同社はあくまで日本人として美味しいと感じるカレーを売り込んでいく。

ハラル認証取得以前は、国内の既存商流への販売が中心だったが、認証取得後は、新

たな販売先を確保すべく主体的に商品を売り込んでいる。今まで取引のなかった商社などへ自らアプローチし、積極的に輸出に取り組み始めている。その結果、引き合いや問い合わせも多く受けており、原料やレシピなどを紹介した英語のパンフレットを作成し、輸出に挑んでいる。

## 第4章 ハラール認証取得食品輸出国事例

本章では、日本と同様、自国内にはイスラーム教徒が必ずしも多くの割合を占めていないにも関わらず、輸出向けにハラール認証に積極的に取り組み、イスラーム圏における市場参入を果たしているブラジル、オーストラリア、さらには日本の食品メーカーなどの進出も多いタイ、中国など、輸出国側の取り組みを紹介する。

### (1) オーストラリア

#### ①イスラーム諸国への牛肉・羊肉輸出が拡大

#### ～オーストラリアのハラール食肉制度と貿易の概要～



【写真】ハラールの精肉店で勤務する店員

(写真提供：連邦農業省、Department of Agriculture, Australian Government)

オーストラリアのムスリム人口は近年、大幅に増加しているものの、国内市場におけるハラール食品の存在感は限定的なものとなっている。その一方で、オーストラリア連邦政府は、農業輸出の主力商品である牛肉・羊肉（レッドミート）のハラール認証の法制化に取り組んできた。オーストラリア産レッドミートのイスラーム圏向け輸出も拡大傾向にある。ここでは、オーストラリアにおけるハラール食品市場の概要を紹介したい。

#### ■国内のムスリム人口は増加傾向

欧州系のキリスト教徒が多数派を占めるオーストラリアでは、イスラーム教徒は少数派である。しかし、中東諸国や隣国のインドネシア、マレーシア等のイスラーム諸国からの移民流入を背景に、イスラーム教徒の人口は増加傾向にある。

2011年の国勢調査(センサス=5年に一度実施)によると、オーストラリアの全人口2,150万7,700人に占める各宗教の信徒数は、キリスト教が1,315万600人(全体の61.1%)と群を抜いて多い。次いで仏教52万9,000人(2.5%)、イスラーム教47万6,300人(2.2%)、ヒンズー教27万5,500人(1.3%)、ユダヤ教9万7,300人(0.5%)の順となっている。無神論者は479万6,800人で全体の22.3%を占めた。

10年前の2001年の調査と比較すると、イスラーム教徒の数は69%増加した。非キリス

ト教の主な宗教の中では同 189%増のヒンズー教徒に次いで、2 番目に高い伸び率となった。

イスラーム教徒は移民一世の割合が多いのが特徴である。全人口に占める海外生まれの人の割合は 26.1%となっているが、キリスト教徒に占める海外生まれの人の割合は 22.9%であるのに対して、イスラーム教徒に占める海外生まれの人の割合は 61.5%と高くなっている。

#### ■国内ムスリムの商品に対する需要は多様で、国内ハラール市場は決して大きくない

イスラーム教徒の増加に伴い、国内の食品小売市場および外食市場におけるハラール食品の需要も拡大していると考えられる。しかし、国内のイスラーム教徒は、コーランの戒律を厳しく守る層から、いわゆる「世俗派」と呼ばれる西洋文化に順応した層まで多様である。また、ハラール食品の生産・消費等に関するオーストラリア統計局 (ABS: Australian Bureau of Statistics) 等の公的統計も存在しないこともあって、イスラーム教徒がどの程度厳格にハラール食品を選択して消費しているのか国内の市場規模等は分かっていない。

一方、市場の動向だが、イスラーム教徒の多いシドニーの都市部では、ハラール専門の精肉店や、ハラール食品を使用した中東、インドネシア、マレーシア等の料理店が営業している例が見られる。ただ、ハラール食品の小売業・外食業は個人経営の零細事業が中心で、大手の小売販路における存在感は小さいようである。シドニー郊外にある国内最大手スーパーの 3 店舗の食料品売場を实地調査したところ、ハラールであることを明記した食肉や加工食品の販売例は確認されなかった。人口規模がイスラーム教の約 4 分の 1 にとどまるユダヤ教の戒律に則った「コーシャ」(kosher) 食品が、これらの大手スーパーで一定の売場を占めているのとは対照的である。

#### ■国内市場とは対象的に、輸出が伸びる海外市場

他方で、外需を見てみる。オーストラリア農業資源科学経済局 (The Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics and Sciences、以下 ABARES) の 2013 年版農業商品統計によると、オーストラリア産牛肉 (子牛肉を含む) の輸出量・輸出額ともに 1 位日本、2 位米国、3 位韓国の上位 3 カ国で全体の 6 割以上を占める。しかしそういった中で中東諸国向けは、近年大幅に伸びている (別表 3 参照)。特に 2012/13 年度のサウジアラビア向けは、輸出量が前年度の約 4 倍、輸出額が約 6 倍と急増した。ABARES によると、これはサウジアラビアにとって最大の牛肉輸入先であったブラジルで牛海綿状脳症 (BSE) が発生したことから、サウジアラビア政府が 2012 年 12 月にブラジル産牛肉の輸入を停止したため、オーストラリア産の需要が急拡大したことが背景にある。

一方、羊肉はラム、マトンともに、中東諸国はオーストラリアにとって地域別で最大の輸出先となっている。近年の推移を見ると、ラムの伸びが目立っている (別表 4、別表 5 参照)。中東諸国へ肉を輸出するためには、ハラール認証の取得が必須であり、オーストラリ

アからのハラール食品輸出が伸びているとすることができる。

■ハラール食肉の、イスラーム圏への輸出促進にかかるオーストラリア政府の取り組み

有力な農業輸出国であるオーストラリアにとって、「レッドミート」と呼ばれる牛肉・羊肉は、穀物や羊毛、乳製品、綿花などと並ぶ農産物輸出の主力商品となっている。ABARESの2013年12月四半期農業商品統計によると、2012/13年度（12年7月1日～13年6月30日）の同国産牛肉・羊肉の輸出額は合計約64億4,000万ドルと、1位の小麦（約67億8,000万オーストラリアドル）に次ぐ規模である。内訳は牛肉・子牛肉が約48億7,000万オーストラリアドル、ラム（主に月齢12カ月以下の子羊の肉）が10億9,000万オーストラリアドル、マトン（主に月齢12カ月以上の成長した羊の肉）が4億8,000万オーストラリアドルとなっている。

オーストラリア連邦政府は牛肉・羊肉の輸出市場開拓を支援しており、中東諸国等のイスラーム諸国向け食肉のハラール認証にも力を入れてきた。ハラール食肉輸出に関する根拠法は、「1982年輸出管理法」(Export Control (Orders) Regulations 1982)の下で2005年7月1日に施行された「2005年肉および肉製品輸出管理法」(Export Control (Meat and Meat Products) Orders 2005)である。同法に基づいて、連邦農業省は「オーストラリア政府認定ハラール・プログラム」(Australian Government Authorised Halal Program=AGAHP)に関する通達 (Meat Notice) を発令している。

同プログラムは、ハラールのレッドミートおよびその加工品の輸出について、家畜のと畜から解体、定義、加工、保管、非ハラール肉との分離、証明書の発行、輸送の方法等の詳細を規定している。ハラール食肉として海外に輸出するには、連邦農業省が承認するイスラーム団体 (Approved Islamic Organization、以下 AIO) の認証を受けること、AIO が認定し身分証明書をもつイスラーム教徒 (Authorised Muslim Slaughterman) が戒律に則った方法で家畜をと畜しなければならないこと、などを定めている。

なお、現行の規定は省令2009/08号 (Meat Notice 2009/08) に、電子認証の方法は省令2012/02号 (Meat Notice 2012/02)、マニュアル (手書き) 認証に関する情報は省令2013/08 (Meat Notice 2013/08) に、それぞれ記載されている。各省令 (英文) は連邦農業省のウェブサイト (<http://www.daff.gov.au>) からダウンロードできる。

【Meat Notice 2009/08 ハラール認証におけるガイドライン】

<http://www.daff.gov.au/biosecurity/export/meat/elmer-3/notices/2009/mn09-08>

【Meat Notice 2012/02 電子認証について】

[http://www.daff.gov.au/biosecurity/export/meat/elmer-3/notices/meat\\_notices\\_2012/m12-02](http://www.daff.gov.au/biosecurity/export/meat/elmer-3/notices/meat_notices_2012/m12-02)

【Meat Notice 2013/08 マニュアル】

<http://www.daff.gov.au/biosecurity/export/meat/elmer-3/notices/2013/mn13-08>

■認証団体

連邦農業省は現時点（2013年12月6日更新）で国内19のAIOを認可している（別表1参照）。

【別表1】

連邦農業省が承認したハラール認証団体のリスト（2013年12月6日時点）

団体名	住所	電話	ファックス	Eメールアドレス
Adelaide Mosque Islamic Society of South Australia	20-28 Little Gilbert Street, ADELAIDE SA 5000	08 8231 6443	08 8231 6443	NA
Al-Iman Islamic Society	GPO Box 6078 COLLINGWOOD VIC 3066	03 9417 6585	03 9416 2964	amer@aliman.com.au
Australian Federation of Islamic Councils Inc	932 Bourke Street, ZETLAND NSW 2015	02 9319 6733	02 9319 0159	halal@afc.com.au
Australian Halal Authority and Advisers	34 Edmund Street, BROADMEADOWS VIC 3047	03 9606 0786	03 9606 0786	NA
Australian Halal Food Services	PO Box 383 SPRINGFIELD QLD 4127	07 3290 1544	07 3290 0411	omar.lofi@ahfservices.com.au
Global Halal Trade Centre Pty Ltd	8 Dunlop Avenue, ORMOND VIC 3204	0417 581 230	NA	NA
Halal Australia Pty Ltd	PO BOX 250 AUBURN NSW 2144	02 9643 1962	02 9643 1962	m.khan@halal-australia.com.au
Halal Certification Authority- Australia	GPO Box 3906 Sydney NSW 2001	02 9232 6731	02 9223 8596	info@halalauthority.org
Halal Meat Board of Western Australia	26 Carnarvon Crescent, MOUNT LAWLEY WA 6050	08 9444 3648	08 9443 1157	NA
Halal-Sadiq Services	5 Kirup Lane, Dianella WA 6059	08 9444 0223	08 9444 0236	szbus@hotmail.com
Halal Supervisory Board of South Australia for the Kingdom of Saudi Arabia	20 Little Gilbert Street, ADELAIDE SA 5000	08 8277 5915	08 8231 6443	NA
Islamic Association of Geraldton	172 George Road, GERALDTON WA 6530	08 9964 1319	08 9964 1318	daftiekudus@yahoo.com.au
Islamic Association of Katanning	PO Box 270 KATANNING WA 6317	08 98212627	08 9821 2731	iakatanning@bigpond.com
Islamic Coordinating Council of Victoria	PO Box 108 EAST BRUNSWICK VIC 3057	03 9380 5467	03 9380 6143	iccv@bigpond.com
Islamic Council of Western Australia	PO Box 70 BURSWOOD WA 6100	08 9362 2210	08 9362 2210	sajit.smajic@gmail.com
Perth Mosque Incorporated	26 Carnarvon Crescent, MOUNT LAWLEY WA 6050	08 9444 3648	08 9443 1157	NA
Supreme Islamic Council of Halal Meat in Australia Inc	Unit 1/35-37 Harrow Road, AUBURN NSW 2144	02 9643 7775	02 9643 7776	halal@sicma.com.au
Western Australia Halal Authority	2/64 Attfield Street, Maddington WA 6109	08 9459 4216	08 9495 4872	infowaha@westnet.com.au
Australian Halal Development and Accreditation (資料) Department of Agriculture	152 Beaudesert Road, Moorooka, Brisbane QLD4105	0404 421 311	NA	aguushaa@hotmail.com

(日本からかける場合は国番号61の後に市外局番の初めの0をダイヤルしない。NAは情報なし)

商品に添付するハラールのマークは、認証機関により異なる。各イスラーム圏の国は、それぞれ国により有用なハラールのマークを定めている。各事業者は輸出先の定める原則に従っていることが考えられ、日本から輸出する際も、同様に輸出先国の原則を確認することが必要である。

■取得商品の種類

ハラール食肉の輸出商品の例については別表 2 参照。

【別表 2】

ミッドフィールド・グループの商品リスト

牛肉	部位番号	牛肉 (臓物等)	部位番号	羊肉	部位番号	羊肉 (臓物等)	部位番号
Short Ribs	1694	Tongue Long Cut	6000	Rack cap off	4748	Liver	7030
Topside	2000	Tongue Short Cut	6010	Rack cap on (frenched)	4756	Kidney	7040
Silverside	2020	Tongue Short Cut Special Trim	6020	Rack Frenched	4764	Heart	7050
Outside	2030	Tongue Swiss Cut Special Trim	6025	Rack	4932	Thymus Gland	7060
Eye Round	2040	Tongue Swiss Cut	6030	Leg chump on	4800	Tripe (Scalded)	7080
Outside Flat	2050	Tongue Root	6040	Leg chump on shank off	4810	Spleen	7090
Thick Flank	2060	Tongue Root Fillet	6045	Leg chump off	4820	Pluck	7140
Knuckle	2070	Head Meat	6240	Leg shank bone/easy carve	4821		
Sirloin Butt	2081	Cheek Papillae on	6050	Leg chump off shank off	4830		
Rump	2090	Cheek Papillae off	6060	Loin	4860		
D Rump	2100	Lips	6260	Short loin	4880		
Rostbiff	2110	Tail	6070	Square cut shoulder	4990		
Striploin	2140	Liver	6080	Breast & Flap	5010		
Tenderloin (side strap on)	2150	Kidney	6090	Neck	5020		
Flank Steak	2210	Heart	6100	Fore shank	5030		
Spencer Roll	2230	Tendons	6200	Shoulder - Square cut rolled/netted	5050		
Cuberall	2240	Tripe Omasum	6150	Leg cuts	5065		
Chuck	2260	Rumen Pillars	6141	Silverside	5071		
Chuck Square Cut	2270	Tripe Scalded	6150	Knuckle	5072		
Chuck Roll	2275	Tripe Pieces Scalded	6153	Topside	5073		
Neck	2280	Tripe Honeycomb	6152	Rump	5074		
Blade (Clod)	2300	Testes	6180	Tenderloin	5080		
Chuck Tender	2310	Spleen	6190	Backstrap	5109		
Brisket	2320	Lungs	6210				
Brisket Navel End	2340	Thymus Gland	6110				
Brisket Point End	2330	Weasand Meat	6280				
Brisket Point End (Deckle off)	2350	Small Intestine	6496				
		Large Intestine	6497				
		Feet	6499M				
		Body Fat	6221				
		Neck Bones	6222				
		Diaphragm Membrane	6270				
		Ligamentum Nuchae	6273				

〔注〕 部位番号と部位図の詳細については下記のハンドブック (Handbook of Australian Meat 7th Edition) 参照

<http://www.ausmeat.com.au/custom-content/cdrom/Handbook-7th-edition/English/909627B8-F68A-11DA-AA4B-000A95D14B6E.html>

〔資料〕 Midfield Group

■現地進出日本企業の取得可否、取得例

ハラール認証の取得に関する外資への規制はない。日系企業では、北東部クイーンズランド州の食肉処理会社「オーキーアバトウア」(Oakey Abattoir) がハラール認証を取得した例がある。同社は日本ハムの現地法人オーストラリア日本ハム (Nippon Meat Packers Australia) の子会社である。

【別表 3】

主要イスラム国向けオーストラリア産牛肉輸出額の推移

年度	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13
インドネシア	35.1	60.7	97.3	136.2	168.5	169.4	156.2	132.4
サウジアラビア	4.4	2.7	6.8	13.8	11.2	18.2	13.9	83.1
マレーシア	7.6	14.3	20.9	33.4	37.4	57.8	59.8	64.0
アラブ首長国連邦	14.4	17.4	25.6	37.8	37.8	46.2	53.6	56.7
イラン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	7.2	27.8
クウェート	0.6	2.0	3.9	4.3	7.3	13.9	14.1	18.4
カタール	5.4	6.3	7.9	12.2	10.3	12.1	17.2	16.1

〔資料〕 ABARES

(100万オーストラリアドル)



【別表 4】

中東向けオーストラリア産ラム輸出額の推移

年度	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13
アラブ首長国連邦	42.9	57.3	64.3	74.0	79.9	87.3	80.6	85.5
ヨルダン	6.6	8.6	12.3	43.0	48.4	34.2	57.0	55.5
カタール	1.7	0.3	3.0	3.7	4.2	7.9	30.2	29.0
その他の中東諸国	23.5	10.3	24.8	35.6	44.8	92.8	75.6	144.9
中東合計	74.7	76.5	104.5	156.3	177.3	222.2	243.5	315.0

〔資料〕 ABARES

(100万オーストラリアドル)

【別表 5】

中東向けオーストラリア産マトン輸出額の推移

年度	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13
サウジアラビア	61.8	72.5	58.8	68.4	59.5	54.9	38.2	48.7
アラブ首長国連邦	21.5	33.2	36.0	40.9	45.4	49.1	45.4	48.3
クウェート	10.7	13.1	16.6	20.6	17.5	16.8	23.2	23.1
バーレーン	0.0	0.0	0.1	0.2	17.6	36.0	35.2	9.1
他の中東諸国	18.3	21.9	32.0	37.0	48.6	42.7	37.1	44.8
中東合計	112.4	140.8	143.5	167.1	188.6	199.5	179.1	174.0

〔資料〕 ABARES

(100万オーストラリアドル)

②輸出拡大に伴いハラール認証は不可欠と判断

～ハラール認証を取得した食肉輸出企業の担当者に聞く～

ハラール食肉を輸出している企業へヒアリングをした。ミッドフィールド・ミート・インターナショナル (Midfield Meat International Pty. Ltd.、商標名: Midfield Group、本社: オーストラリア南東部ビクトリア州ワーナンブール) は、牛肉・羊肉の生産からと畜、処理、卸売、輸出までを手がける大手畜産会社である。ハラール認証を取得して世界各地のイスラーム市場への輸出も行っている。同社で国内・輸出営業部長 (Domestic and Export Sales Manager) を務めるダニエル・バーン氏に話を聞いた。

■会社概要

ミッドフィールド・ミート・インターナショナルがあるワーナンブールは、ビクトリア州南部の海岸地帯に位置している。この地域はおおむね 1 年を通して、暴風雨が吹き荒れる海の難所「ローリング・フォーティーズ」(吠える 40 度線) から吹き付ける冷たく湿った海風にさらされている。そのため、乾燥した荒野が多いオーストラリア大陸では貴重な、潤沢な降水量に恵まれている。こうした気象条件は牧草の生育に適していて、国内有数の酪農地帯となっている。乳業が盛んな土地であるが、その中でミッドフィールドは牛肉・

羊肉を扱う有力な畜産会社として知られている。

1975年に地元の畜産農家と町営のと畜場の提携によって創業した。1988年には町営からと畜場を買収したことにより、自社牧場での牛・羊の生産からと畜、食肉加工、卸売までのサプライチェーンを一環して手がける畜産会社となった。現在では、と畜・食肉加工部門や輸出部門のほか、家畜の仕入れ部門、獣皮部門なども手がけている。従業員 600 人以上を雇用し、地元では有数の企業に成長している。

また、オーストラリアの農業・食品部門では外資による買収攻勢がメディアを賑わせているが、ミッドフィールドは 100%オーストラリア資本による経営を維持している。

以下、Q&A 方式でハラール認証について話を聞いた。

#### ■ハラール認証を受けた団体

JAKIM (マレーシア)、LPPOM-MUI (インドネシア)、MOEW (アラブ首長国連邦) などから認定されているイスラーム団体「イスラミック・コーディネーティング・カウンシル・オブ・ビクトリア」(Islamic Co-ordinating Council of Victoria) からハラール認証を取得している。この団体はオーストラリア最大級のハラール認証団体で、現在、140 人以上のと畜者 (スローターマン) と検査者 (インスペクター) が登録している。また、ビクトリア州内のハラール認証団体としては唯一、サウジアラビア政府にも認証されている。

#### ■ハラール認証の取得品目

現在、ミッドフィールドの全商品がハラール認証を取得している (商品リストは別表 2 参照。部位の分け方が日本と異なる場合が多いため、部位の英名はそのまま記載した)。

#### ■主な輸出市場

主力はオーストラリア国内の市場だが、海外市場への輸出にも力を入れている。ハラール認証肉は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ヨルダン、カタール、イラン、インドネシアなどのイスラーム国のほか、シンガポール、日本、米国等にも輸出している。

#### ■ハラール認証はいつ、どうやって取得したか

海外展開を図るため、15 年ほど前にハラール認証を取得した。イスラーム圏への輸出が認められることで事業の拡大につながると考えたからだ。ハラール認証の規定に従ってと畜者などにイスラーム教徒のスタッフを雇用した。イスラミック・コーディネーティング・カウンシル・オブ・ビクトリアに認証申込書を提出し、生産工程の検査に合格して認証を取得した。

#### ■食肉輸出企業にとってのハラール認証の重要性

オーストラリアは有力な食肉の生産国であり、オーストラリア産の食肉は世界的に需要が高い。食肉需要が高いイスラーム諸国への輸出は、事業拡大を図るオーストラリアの食肉生産者にとって見逃せず、当社もハラール認証は不可欠だと判断した。

認証取得に当たって苦労した点があるか聞いたが、「ハラール認証を取得するための生産工程の規定をよく把握してから臨んだので、検査は問題なくパスすることができた。特に苦労したことはなかった。」とのことであった。

認証を取得したことによって世界各地のイスラーム諸国への輸出が可能になり、海外事業を順調に拡大することができた。オーストラリア産食肉の認知度向上にも貢献できたのではないかと自負している。

以上インタビュー内容を記載したが、輸出先に認定された認証機関からハラールマークを取得すること、そしてハラール認証を取得したことで、海外への販路が拡大したことがポイントである。

### ③サプライチェーン全体で規定を厳格に管理

#### ～ハラール認証団体の担当者に聞く～

オーストラリア有数のハラール認証団体「オーストラリアン・フェデレーション・オブ・イスラミック・カウンシル」(The Australian Federation of Islamic Councils、以下 AFIC) の、イスラーム問題・ハラール担当部長 (Manager, Islamic Affairs and Halal Services) モハマド・アナス博士に、オーストラリアのハラール食肉輸出制度や同団体の認証基準などについて話を聞いた。同団体はシドニーを拠点とし、国内の 300～400 社の商品にハラール認証を発行している。

#### ■ハラール認証の概要

オーストラリア国内で生肉または食肉加工品にハラール認証の取得を希望する場合、食肉業者はそれぞれの商品についてハラール団体から認証を取得しなければならない。生肉の場合、定められた規定のみに従って家畜をと畜することにより、その肉にハラール認証が与えられる。

AFIC は、と畜、骨の除去、冷蔵・冷凍、梱包、配送などの手順が、イスラームの教義シャリーアに則っているかどうかを検査する。また、イスラーム教徒のと畜者がイスラーム教の教えに従っているかどうかを監督者 (ハラール・スーパーバイザー) が確認する。

生肉および食肉加工品の業者が AFIC のハラール認証を受けるには、まず品目や原材料等

の詳細を記載した申請書を AFIC に提出する。AFIC の食品技術者班 (AFIC Food Technologist Team) がその内容について書類審査を行い、ハラールの規定に従っているかどうかを判断する。この第 1 段階を通過しなかった場合、申込者は申請を取り消すか、ハラール認証に適した原材料に変更するなどの対策を採る必要がある。通過すれば、AFIC のハラール・サービス・マネジャー (Halal Services Manager) が、と畜場や食肉加工場、食品工場など現場の生産工程を検査する。これに合格して初めてハラール認証が与えられる。ハラール認証の有効期間は 1 年間である。

以下、Q&A 方式でハラール認証について話を聞いた。

#### ■と畜時の AFIC の認証規定

AFIC がと畜の際にハラール認証を与える際の規定は、マレーシア (Malaysian Standards MS 1500:2004)、サウジアラビア (Saudi Arabian Standards - Animal Slaughtering Requirements)、アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates Standards - Animal Slaughtering Requirements)、インドネシア (Indonesian Standards=Seven Principles) の決まりに沿って定められている。このうち主なものは次のとおりである。

◇AFIC に登録し、AFIC の身分証明書を所有しているイスラーム教徒のと畜者 (スローターマン) のみが、ハラール食肉用の家畜の首を切り、と畜することができる。

◇と畜者は、性格が良好で、信仰心の深いイスラーム教徒でなければならない。と畜者として認められるには、オーストラリア在住のイスラーム教徒 2 人に加え、と畜者が通うモスクのイマーム (指導者) の推薦状が必要である。

◇動物を殺す意思是、アッラー (イスラーム教の神) のためでなければならない。

◇と畜される家畜は、ハラール (イスラーム法において許された動物) でなくてはならない。

◇と畜される家畜は、宗教上、生きている (気絶を含む) 状態でなければならない。

◇と畜される家畜は、オーストラリアの食肉衛生規制に従わなければならない。

◇牛をと畜する前に気絶させる場合、「マッシュルーム・スタナー」(Mushroom Stunner) と呼ばれる強い衝撃を与える器具で前頭部を殴打する。この際、一時的に気絶させるだけで、死に至らしめてはならない。

◇と畜する瞬間、動物の左側を下にして横たえること。

◇と畜する際、「Bismillah-Allaho-Akbar」(偉大なアッラーの為) と唱えること。

◇と畜用のナイフは、家畜の苦しみを最小限に抑え、瞬間的に死に至らしめるため、よく切れるものを使用すること。

◇と畜する時は、喉仏より下方の部分で、ナイフを持ち上げずに、一度だけで、首に切り

込みを入れること。

◇家畜を瞬時に死なせるため、気管、食道、頸静脈、頸動脈を同時に、素早く切断すること。

◇首を切り落としたり、脊椎を傷付けたりしてはならない。

◇と畜された家畜が加工される前に、イスラーム教徒の「ハラール・チェッカー」(Halal Checker) が、ハラールに則った方法で完全に死んでいるかどうかを確認すること。

◇ハラール・チェッカーまたはハラール検査者 (Halal Inspector) が、上記の規定で家畜が死ななかったために非ハラールであると判断した場合、AFIC のガイドラインに従ってハラール肉とは別に処理、保管、輸送を行うこと。

◇と畜場、骨を除去する部屋、冷凍・冷蔵室において、あるいは保管や輸送の際、ハラール肉を豚肉と接触させてはならない。

◇豚を気絶させたり、と畜するために使われた道具を、ハラール肉のために使用してはならない。

◇ハラール肉のために使用される場所で、豚肉や非ハラール肉を扱うことも禁止されている。

#### ■出荷時の書類における留意事項は

ハラール肉を処理場から出荷する際、「仮輸送証明書」(Interim/Transfer Certificate) を添付する必要がある。これは、と畜段階でハラールであることを証明する書類である。と畜者が所属する会社名、品目 (例えば肉の部位)、重量、配送先などの詳細を記載した後、と畜者または検査者による署名が必要である。

#### ■搬出時の手順について

食肉処理場から出荷されるハラール肉を運搬車に積み込む際、処理場の担当検査者 (インスペクター) が監視しなければならない。

#### ■輸送・保管の手順について

輸送および倉庫等に保管する際、ハラール肉は非ハラール肉から隔離されなければならない。非ハラール肉との間に空間をあける、または敷居を設置する、別々の場所で保管・輸送するなどの処置が取られる。また、絶対にハラール肉と豚肉や豚肉加工品を同じ場所に保管してはならない。ハラール肉を豚肉や豚肉加工品が入っている冷凍・冷蔵庫に入れることも禁じられている。

#### ■輸出時の書類における留意事項は

輸出用のハラール肉には、「1982年輸出管理法が定める連邦農業省の担当官」(Authorised

Officer under the Export Control Act 1982 for the Australian Government, Department of Agriculture) が署名し、同省が認定した「輸出証明書」(Export Certificate) が添付される。この書類は、世界中のイスラーム教徒が食用に適したハラール肉であることを保証するものである。

以上の工程をもって、ハラール認証を付け、食肉が輸出できるようになる。

## (2) ブラジル

### ①イスラーム諸国向けハラール食肉の輸出拡大へ

ブラジルは世界最大の鶏肉と牛肉の輸出国であるが、ブラジル養鶏連合 (Ubabef) によると、そのうち、鶏肉は 40%超、牛肉は 30%超がサウジアラビアやアラブ首長国連邦(UAE)などのイスラーム諸国向けであり、ハラール処理された鶏肉と牛肉の輸出大国となっている。急成長を遂げているイスラーム市場に対し、さらなる輸出拡大を志向する、同国の取り組みを紹介する。

#### ■ハラール鶏肉の輸出急増

ブラジル地理統計院 (Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística、以下 IBGE) が 2010 年に実施した最新の国勢調査によると、ブラジル国内の総人口は 1 億 9,075 万 5,799 人である。宗教別にみると、イスラーム教信者 (ムスリム) はそのうち 3 万 5,168 人で、比率で言えば、人口のわずか約 0.02%にとどまる。ブラジルはキリスト教国であり、ローマ・カトリックやプロテスタントなどはもちろん、ユダヤ教や仏教と比較しても非常に少ない (表 1)。

【表 1 : ブラジルの宗教別人口】

(単位:人)

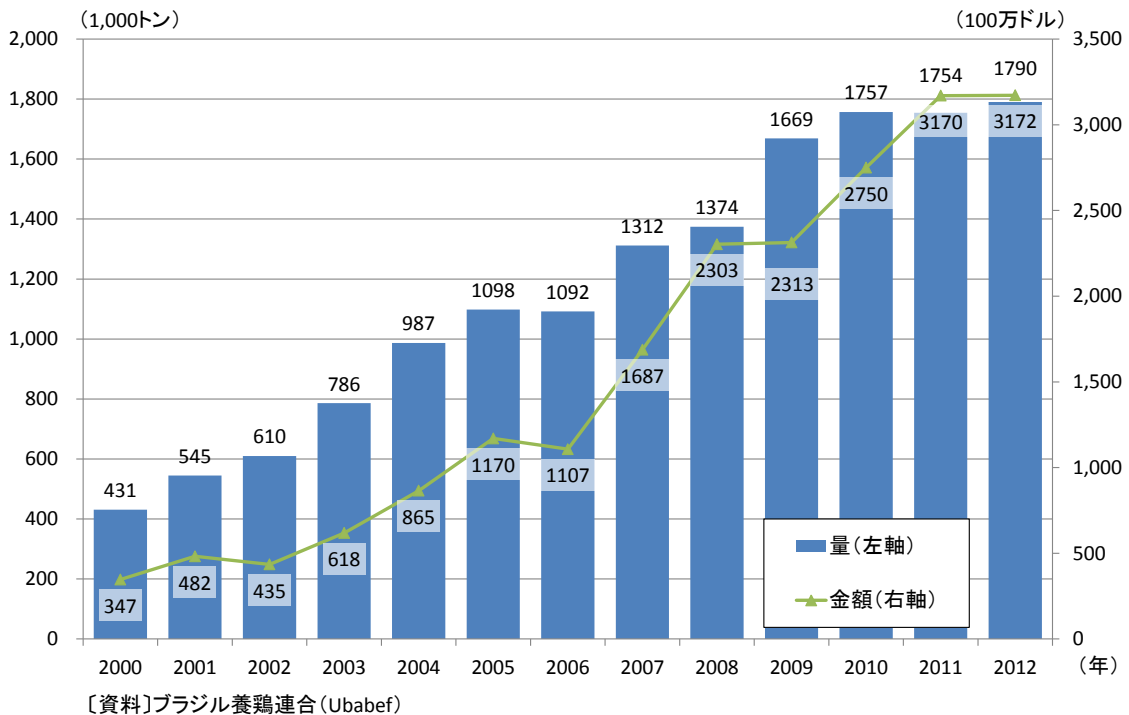
宗教	人口			
	合計	比率	男性	女性
全体(※)	190,755,799	100%	93,406,990	97,348,809
イスラーム教	35,168	0.02%	21,042	14,124
ローマ・カトリック教会	123,280,172	64.63%	61,180,316	62,099,856
プロテスタント	42,275,440	22.16%	18,782,831	23,492,609
ユダヤ教	107,329	0.06%	53,885	53,444
仏教	243,966	0.13%	110,403	133,563

[資料]IBGE 2010年国勢調査

※信仰する宗教がない、あるいは未回答を含む

従って国内の食品メーカーのハラール認証の取得は、実質的に輸出を目的にしたものである。実際に、2000年以降の統計では、12年間でハラール鶏肉の輸出量は4倍以上、金額では9倍以上に急成長している（図1）。

【図1：ハラール鶏肉の輸出推移】



■輸出先国ごとに異なるハラール認証要件

ブラジルにはいくつかのハラール認証団体がある（表2）。認証団体は、ごく一部を除き「ハラール協会」、あるいは「イスラーム・センター」のような公益法人を思わせる名称であるが、実際にはハラールに基づくオリエンテーション、コンサルティングも併せて提供する営利企業的な性格をもつようである。

認証団体の役割は、ハラール食品としての生産基準に基づき食品が生産されているかを検査、認証することである。大きく分けて施設、生産工程、原料に対する認証と、出荷ごとに与えられる認証がある。

認証団体はメーカーからの申請を受けて、書類と生産施設の審査・検査を行う。場合によっては生産工場の設計から実際のと畜に至る工程のオリエンテーションとコンサルティング、作業員の教育といったサービスを提供する。工場の立ち上げ後は監督官を派遣してイスラーム法に則した作業が行われているかを確認し、出荷に際して製品に認証を与える。

しかし、コンサルティングや従業員のトレーニングを行うことから分かるように、認証団体にとってメーカーはクライアントという意味合いをもっているように思われる。実際にある認証団体のサイトでは、扱っているメーカーを「クライアント」と表現している。

ハラール食品に求められる要件は、輸出先国ごとに異なる。各認証団体は輸出先の国によって自分たちの認証の有効性を認めてもらう必要がある。その方法は国ごとに違い、ブラジル・アラブ商工会議所（Camara de Comercio Arabe-Brasileira、以下 CCAB）、各国の大使館、領事館、国ごとの商工会議所などを通じて行われる。

さらに CCAB は各国から書類の認証団体として認められており、書類の審査や取得、翻訳、大使館などへの書類の登記代行などのサービスも提供している。

認証団体および日系食品メーカーにヒアリングしたところ、ハラール認証されるまでの期間はおよそ1か月だがケース・バイ・ケースとのことである。認証の有効期間は1年で、更新が必要だ。認証コストは、企業（工場）の生産ライン、生産品目などによって大きく異なる。また、食肉と食品添加物では、必要となる書類も異なる。

企業によっては、複数の認証団体から認証を受けているケースもあり、これは、認証団体によって対応できる国、品目が異なるためである。

【表2：ブラジルの認証団体リスト】

団体名	設立	認定企業数	住所	電話番号	HP	相互認証先	その他
Cibal Hala	1979年	93社	Rua Tejuapá, 188 - Jabaquara - São Paulo - SP - CEP 04350-020	+55-11-5035-0820	<a href="http://cibalhalal.com.br">http://cibalhalal.com.br</a>	MUI（インドネシア）、Hahli Stock（フィリピン）、JAKIM（マレーシア）	国内最大の認証機関である。ブラジル・ムスリム植民地協会（Fambras）傘下のハラール認証団体である。
SILL（Serviços de Inspeção Islâmica）	-	10社	Rua Nereu Ramos, 75D - Ed. CPC - 906B - Centro - Chapecó - SC - CEP 89801-023	+55-49-3323-1224	<a href="http://www.islamichalal.com.br">http://www.islamichalal.com.br</a>	Hahli Research Council（各国）	SILLは主に食肉会社に対するハラールの認証に加え、現場の指導（工場の立ち上げから実際の作業まで）、教育を実施するコンサルタントを業務にしている。
CDIAL Halal（Centro de Divulgação do Islam para a América Latina）	-	41社	Rua Marechal Deodoro, 1960 - 2º Andar - São Bernardo do Campo - Centro - SP - CEP 09710-010	+55-11-4128-2800	<a href="http://www.cdialhalal.com.br">http://www.cdialhalal.com.br</a>	MUI（インドネシア）、JAKIM（マレーシア）	ラテンアメリカ向けイスラム広報センターで、教育と広報、ハラールが活動の柱になっている。モスクを備え、宗教家を招いた宗教活動（イスラム神学等）とハラールの屠畜などが、別団体ではなく同一団体の異なる部署になっている。
Centro Islâmico no Brasil	1989年	-	Rua Vigário João Álvares, 211 - São Paulo - SP - CEP: 01551-040	+55-11-2271-2040	<a href="http://www.arresala.org.br/">http://www.arresala.org.br/</a>	Hahli Stock（フィリピン）、Hahli Research Council（各国）	イスラム活動センターであるが、ハラール認証部門があり、Alimentos Halal Brasilとして活動している。サイト上では、Alimentos Halal Brasilはあくまでも同センターの一部門で、監督官の派遣によりハラール食品の認証を行うとしている。

【注】団体によっては未公表の項目ある  
【資料】各団体のHP及びヒアリングにより作成

## ■マレーシア市場を有望視

もともとブラジルにとって鶏肉と牛肉は輸出品として重要な位置を占めている。政府は、今後さらに輸出を増やすため、世界の人口の3分の1ともいわれるイスラーム諸国への輸出拡大を目的に各国と交渉を行っている。

2013年4月26日付の経済紙『Valor』（バロール）によると、「すでにブラジルは世界のハラール鶏肉の38%のシェアをもっているが、さらに成長するためにマレーシア市場を有望視している」という。また、業界関係者によると「マレーシアは国民の60%がイスラーム教徒のため、大きな市場規模が見込まれるとともに、イスラームの戒律が厳しい同国へ



の輸出が認められれば、ほかのイスラーム諸国への輸出の道を開くことができる」ともいわれている。さらに同国はハラール鶏肉加工品の世界最大の輸出国となっており、そこにブラジル産の鶏肉を供給することにより、輸出量を増やすことを狙っている。

マレーシア政府もブラジル産のハラール鶏肉および牛肉に興味を示しており、ブラジル農務省のサイトによれば、13年11月には同国の獣医ミッションがブラジルを訪れ、と畜場を視察している。

また、ブラジル政府は、国民の87%がイスラーム教徒であるインドネシアとも6年越しの交渉を重ねているが、現時点では市場の開放には至っていない。

ブラジルに限らず、米国も同様にイスラーム市場をハラール鶏肉の輸出先として有望視しており、今後、ますます市場の拡大および各国の取り組み強化が予想される。

### (3) タイ

#### ①タイにおけるハラール認証の概要

タイでは人口の95%が仏教徒であり、イスラーム教徒の割合は約5%と限定的だが、近年、中近東、アフリカ諸国などイスラーム教国へのハラール食品の輸出が増加していることに加え、2015年に予定されているアセアン経済共同体(Asean Economic Community、AEC)発足を控え、ハラール認証への関心が高まっている。タイにおけるハラールの認証機関、申請方法等について報告する。

#### ■タイにおけるイスラーム教の位置付け

タイの人口におけるイスラーム教徒の割合は、タイ国家統計局の「2011年社会・文化調査」によると13歳以上の国民のうち4.6%となっており、国民の大半を占める仏教徒(94.6%)に次いで2位となっている。地方別にみると首都バンコクでは5.5%と平均をわずかに上回る程度であるが、南部では24.5%と突出して多く、イスラーム教徒はマレーシアとの国境に接する南部に集中していることが分かる。

コンビニエンスストアに陳列されている食品を確認すると、豚肉が原材料に含まれている食品やアルコール飲料を除く多くの食品に、ハラール認証が付けられている。タイ国イスラーム中央委員会(The Central Islamic Council of Thailand、以下CICOT)によると、タイ全国で約3,700工場がハラール認証を受けている。なお、ハラール認証は食品だけでなく、家畜用の飼料、ベッド、寝具などの商品、レストラン・スパなどのサービス業にも適用される。

タイでは1997年に制定されたイスラーム教組織運営法に基づき、イスラーム教に関する運営が認められている。イスラーム教を取り仕切る本部は、バンコク中心部から車で約1

時間のミンブリ区に所在する CICOT と定められており、タイでハラール食品の認証機関となるのは、この CICOT と全国 39 県に配置されているイスラーム事務局である。

食品工場のハラール認証は工場が所在する県の事務局に申請可能だが、県事務局が所在しない県の場合は、CICOT に申請することになる。ハラール認証ロゴを商品に明記するために必要な商品登録に関しては、CICOT のみで認証可能となっているため、商品登録に関しては県を問わずすべて CICOT への申請が必要である。

#### ■ハラール認証における検査、手数料、手続き等

「事業所認証、製品検査、手数料について」は、CICOT 規則により、「ハラール認証ロゴ使用申請および製品・パッケージ上のハラールロゴ使用ガイドラインについて」は、CICOT ハラール業務部告示により定められている。

具体的にバンコク都においては、ハラール認証を取得しようとする事業所は以下の 9 項目について定められた条件を満たす必要がある（参照：ハラール認証を取得する事業所の手続き）。豚由来のゼラチンや、発酵過程でアルコールが発生する食品は認証をとることができないため、注意が必要である。

- a. 事業所
- b. 製品の原材料/成分および保管
- c. 原材料の洗浄および洗浄に使用する水
- d. 製造設備の洗浄
- e. 製品製造施設
- f. 従業員
- g. 製品の保管/輸送
- h. 販売
- i. ハラール食品のレストランまたはキッチンのハラール食品提供

また、ハラール認証申請に係る手数料としては、事業所の検査（新規・更新）に対して 1 万～2 万タイバーツ（工場の規模による、審査官が判断）、製品分析（1 製品当たり）に対して 1,000 タイバーツ、交通費（県および周辺区域内の場合）は 2,500 タイバーツ、ハラール認証書はタイ語、英語、アラビア語いずれも 1,000 タイバーツ等となっている。

なお、製品に係る申請から、認証取得に至るまでの手続きも定められている（参照：ハラール認証取得申請書提出とハラール認証書発行の手順）。申請から認証取得に至る審査期間は 1～2 カ月、認証の有効期限は 1 年であり、期限が切れる 60 日前に更新申請を行わなければならない、もし有効期限が切れてしまった場合は、新規申請扱いとなる。

#### ■タイ農業・協同組合省畜産局および食品研究所等によるハラール認証促進

タイ政府は、ハラール食品市場の拡大に注目し、施設や製品に認証取得を奨励する政策を打ち出している。

タイ農業・協同組合省畜産局では、イスラーム市場の拡大を見越し、と畜場および畜肉販売店のハラール認証取得を促進している。同計画では 2013 年の目標は、と畜場が 30 カ所、畜肉販売所が 200 カ所、商品 800 検体の分析が設定されたが、13 年 10 月時点でと畜場が 11 カ所(33 カ所が審査中)、畜肉販売所 15 カ所が認証済み、分析に関しては 513 検体が分析済みで 287 検体が分析中となっている。同計画は 14 年以降も実施されていく予定であり、今後、ハラール認証を受けると畜場等はさらに増加していく見通しである。

また、タイ工業省の食品研究所(National Food Institute)は、タイの食品産業のハラール食品輸出能力を促進するため、ハラール食品に関する情報を提供するウェブサイトを開設した。同サイトではハラール認証取得方法とともに、輸出先国ごとにハラール食品のニーズ及び使用されている認証の概要がとりまとめられており、タイ国内でハラール認証を取っているレストラン、食品工場のリストも参照可能となっている。同研究所では、食品工場におけるハラール認証やハラール認定レストラン(ハラールキッチン)などに関する正しい知識を提供するため、無料セミナーを開催している。またハラール認証の審査プロセスを標準化するため、審査マニュアルの作成や認証審査官を対象としたセミナーも開催されている。

さらに、チュラロンコン大学ハラールサイエンスセンターでも、ハラール関係の分析、商品開発を行っており、CICOT を科学的にサポートする機関となっている。

#### ■輸出志向の高いタイの食品製造業におけるハラール認証のニーズは高まりつつある

前述のとおり、タイ政府は世界のハラール食品市場の成長を見越し、国内の食品加工工場にハラール認証取得を奨励している。認証機関である CICOT を中心に、タイ農業・協同組合省などの関係機関が連携し、ハラール認証の認証制度、基準の整備および普及を進めている。タイで海外への輸出を志向する食品製造業にとって、ハラール認証は欠かすことができないものになりつつあり、今後もさらに重要性は増すと予測される。

#### 参照

##### 1. タイ国イスラーム中央委員会規則

「事業所認証、製品検査、手数料について」

(原文)

[http://www.cicot.or.th/2011/upfile/regulations/halal-fees-2552/halal\\_fee\\_2552.pdf](http://www.cicot.or.th/2011/upfile/regulations/halal-fees-2552/halal_fee_2552.pdf)

## 2. タイ国イスラーム中央委員会ハラール業務部告示

「ハラール認証ロゴ使用申請及び製品・パッケージ上のハラールロゴ使用ガイドラインについて」

(原文) [http://www.cicot.or.th/2011/upfile/2013manager\\_cicot/jan/halal/1.pdf](http://www.cicot.or.th/2011/upfile/2013manager_cicot/jan/halal/1.pdf)

### ②ターゲットとなる市場に応じて対応が分かれる

#### 日本食品のハラール認証の取得状況

タイ政府は世界のハラール食品市場の拡大、アセアン経済共同体(Asean Economic Community、AEC)発足による需要拡大に対応するため、ハラール認証の取得を奨励しているが、タイ国内におけるイスラーム教徒の割合は4.6%と決して高くない。ターゲットとなる市場に応じて日系食品メーカーおよびその食品のハラール認証の取得状況が異なることから、その状況を紹介しつつハラール認証の必要性について報告する。

#### ■海外にも輸出している日系食品メーカーにはハラール認証は必須

タイで食品を製造する日系食品メーカーの多くは、タイ国内だけでなくアセアン諸国および諸外国に輸出も行っていることから、ハラール認証のニーズは総じて高い。

タイにおける乳業大手である A 社は、海外に輸出している食品に関しては全品目ハラール認証を取得している。A 社は設立当初からタイ国内および周辺国市場向けに販売を想定しており、すでにシンガポール、マレーシアでの販売も開始している。インドネシアへの販売も検討中である。このように事業開始当初からハラール認証取得は必要不可欠なものと認識されていた。

タイに生産拠点を構える菓子メーカーB社も、タイ国内での販売に加えてマレーシア、中東などイスラーム教国向けの輸出も行っているため、ハラール認証は必須と考えている。飲料メーカーC社は、現在、タイでの生産を始めたばかりであり、まだハラール認証をとっていないが、今後はタイから他国への輸出も検討しているため、タイ生産品のハラール認証を取得する予定である。

#### ■認証取得の難易度は食品種によってさまざま

複数の食品メーカーによると、申請から認証取得までの審査期間は約 2 カ月ということであった。ただし、工場管理、原料のハラール対応など、商品ごとに難易度が異なり多種多様な対応が求められる。

乳業 A 社は前述のとおり、設立当初からハラール認証の取得に努め、工場、製品、原料

倉庫などにハラール認証を取得している。また原料に関しても、ハラール対応原料のみを使用している。唯一、2013年8月に発売した新商品は、日本国内のハラール認証を取得した設備で生産された一部の原料をタイに輸入して使用している。

菓子メーカーD社は、従来ハラールには対応していなかったが、2011年にハラール取得に向けた委員会を設立した。配合から、ポークエキス、豚由来のゼラチン、酒由来原料などハラーム(非ハラール)物質を排除するなど原料面の対応を行うとともに、パッケージデザインから、ハラームをイメージさせるビールやハムの写真を削除するなどの対応も進めることにより、合計30商品にハラール認証を取得した。

その他の食品メーカーからは、現在使用している原料がハラール認証を取得していないため対応が難しいなどの意見もあった。これらの例からハラール認証取得のポイントとしては、ハラール仕様ではない既存の工場や商品をハラール対応に切り替えるには、原料面を含め各種ハードルがあることから、市場のニーズを見極め、認証を想定するのであれば、開発当初からハラール仕様で設計することが理想である。

#### ■タイ国内市場のみをターゲットにした場合の必要性は低い

タイ国内に製造拠点を構えているメーカー、日本から食品を輸入している輸入卸業者によると、大方の見方はタイ国内においてハラール認証は必須ではないというものだった。

菓子メーカーE社は、タイ国内で東南アジア全域向け商品として開発、生産している商品に関しては、全品目ハラールを取得しているが、タイ国内市場向けに輸入される日本、中国、シンガポールで生産された商品に関しては、ハラール認証は不要と考え、取得していない。

食品メーカーF社によると、タイでハラール認証を取得しているのは主力商品1品目のみであり、他の品目はハラールには未対応だが、高いマーケットシェアを占めているとのことだった。なお、同社はマレーシア、インドネシア、バングラデシュで製造する商品はすべてハラール認証を取得しており、国ごとに適した商品を開発しているとのことだった。

日本から食品を輸入している輸入卸業者数社によると、タイで日本食品を食べているのは中間所得層および高所得層の華僑が多いため、ハラール認証は必須ではないとの意見が多かった。ただし、富裕層のイスラーム教徒が宿泊するホテルからハラール認証食品を求められることがあり、一部の輸入業者はハラール食品の取り扱いに関心をもち始めている。

#### ■まとめ

タイからイスラーム教国を含む諸外国に食品を輸出している食品メーカーには、ハラール認証は必須となりつつあるが、タイ国内で生産し、タイ国内でのみ販売する場合は、ハラール認証の必要性はまだ低い。日本からタイに輸出される食品に関しても同様であり、輸入卸業者の意見のとおり、現状ではハラール認証の必要性は低いと考えられる。

ただし、今後は2015年に予定されているAECの発足により、タイは商業および流通に関

してアセアンの中心になると期待されており、観光や仕事でタイを訪れるイスラーム教徒は増加し、ハラール認証を所得した食品のニーズは高まることになる。タイへ輸出される日本産食品のハラール認証の必要性については、タイから第三国への輸出の可能性、イスラーム教徒の訪タイ動向、タイ国内におけるハラール認証を取得したレストランの普及状況などに応じて判断する必要がある。

#### (4) 中国

##### ①中国における輸出向けハラール認証の実態

###### ～認証機関等の関係者インタビュー～

中国では、国内や近隣国のイスラーム教徒の需要を取り込むため、ハラール認証を取得したいという食品企業ニーズが存在する。中国国内における輸出向けハラール認証の実態や手続き等について、関係団体等にインタビューを行った。

###### ■インドネシアへの輸出の場合は LPPOM-MUI の認証が必要

輸出向けとしては、地理的に近く、かつ世界最大のイスラーム人口を有するインドネシアのハラール認証を取得する事例が多い。インドネシアへ輸出し、そこで販売するためには、インドネシア・ウラマー評議会（LPPOM-MUI）によるハラール認証を受けることが必要であり、中国では唯一、上海阿敏商務諮詢有限公司（以下、阿敏商務）が LPPOM-MUI の窓口となっている。阿敏商務を通じて申請することにより、インドネシアのハラール認証を受けることが可能である。阿敏商務の蘇有録代表に話を聞いた。

「阿敏商務はこれまで約 500 社のハラール認証に関わってきた。東南アジア諸国は一般に原材料の生産分野が弱く、輸入品に頼っているため、原材料生産メーカーに対する認証例が多い。この中には、日系企業も含まれている。」

「申請から認証までの手順は、①書類審査、②現場確認の 2 段階。①では製品に使った原材料の説明や、その原材料はすべてハラールであること（例えば、骨を使用している場合、どの動物の骨か、牛ならばどこで飼育された牛か、と畜方法は教義にかなっているかなど原材料の製造工程を遡っていき、すべてをチェックする）を説明する書類が必要。

また、生産ライン、運送、保管などの過程でハラール認証を受けていない製品と混在しないことの証明（仮に一緒に保管等されていても、これまで上記 2 種類が混入したことはないし、今後も混入しないことが証明できれば可。現実的にはこの証明は困難であるため、可能な限り区分することが望ましい）が必要。どのように区分するかはケース・バイ・ケー

スであり、認証希望企業と阿敏商務で協議しながら方法を決めていくのが通例。

さらに、企業全体の管理体制、サプライヤーの体制もしっかり整備しなければならない（当然ながら、体制を説明する文書が必要）。原料調達先が持続的、安定的であることが重要。ハラール認証を受けたあと、万が一調達先が替わった場合は、新たな原料がハラールに合致するとは限らないため、再度審査が必要である。

②では提出された書類が事実であるか、現場を見ながら確認する。インドネシア本国から派遣された担当者と阿敏商務が現場に赴き、不適切な点があれば工場設備等を改善してもらう。軽微な変更であれば写真等で後日確認し、再度の現場確認は不要である。重大な変更の場合は、2度、3度と現場に出向くことがある。

これまで審査を行った企業のうち、重大な変更を行ったのは20社ほど。最終的に不合格となった企業は2社。①②のプロセスを経た後、阿敏商務で報告書を作成し、インドネシア本国に報告の上、最終決定される。申請から認証まで大体2カ月程度必要。」

「費用については、認証申請する製品のジャンル・品目数、所在地、審査に要する期間などによって変動するが、これまでの事例では4万～10万元（現場確認のためのMUI担当者の旅費・宿泊費等の実費込み）。認証申請する品目数や原材料の種類が多くなればなるほど（特に動物性原料を含む場合）、確認作業が複雑になり、費用が高くなる。認証後、2年に1回チェックを実施。結果が優良である場合、6年目以降チェックは4年に1回となる。」

「2012年1月1日からは中国で製造された製品について、インドネシアのハラール認証ではマレーシアへの輸出ができなくなった。マレーシアへの輸出に当たっては、マレーシアの認証機関（JAKIM）、またはJAKIMが認定する中国イスラーム協会（CIA）、山東省イスラーム教協会、河南省イスラーム教協会のいずれかの認証を受ける必要がある。」

本認証取得企業によると、「飲料のOEM生産を行っているので、さまざまな製品が同一のラインで生産される可能性があり、現場確認では一つのラインでどのような製品が生産されるかについて確認を受けた。さらに、生産する製品を入れ替えるときは十分洗浄し、間隔を取る旨の説明も行った。また、保管については、専用の保管場所を設置するなどの対応を行った。書類準備の段階から認証に至るまで取引先（OEM生産の依頼主）がサポートしてくれたので、スムーズに進められた」との声が聞かれた。

日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書

2014年3月作成 同年5月改訂

---

作成者 ジェトロ（日本貿易振興機構）農林水産・食品部 農林水産・食品調査課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

---